

長泉町
第6次障がい者計画
(令和6～10年度)

令和6年3月
長 泉 町

は じ め に

近年、国では、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行、令和6年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、すべての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することとして、障がいのある方を支援するための施策の充実に取り組むことを目標としております。



このような状況下、当町では、障害者手帳を所持されている方が平成30年度末に対し、令和4年度末の人数は1.3倍と増加しており、今後も福祉的な支援が必要な方の増加が予想されております。このため、令和6年度より重層的支援体制整備事業をスタートさせ、生活そのものや生活を送る中で直面する困難、生きづらさの多様性、複雑性から表れる支援ニーズとのギャップを埋めるため、障がいのある方やその家族、地域住民、関係機関、行政が協力する体制を整え、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合える地域づくりが、重要になると考えております。

そこで、当町では、より一層の障がい福祉の推進を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を事業期間として、「第6次障がい者計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、基本目標である“理解・共生”、“生活支援”、“育成・療育”、“雇用・社会参加”における各取組を通じて、本計画の基本理念である「いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ」を目指してまいりますので、町民の皆様をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「長泉町福祉施策推進・評価委員会」の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました関係団体や住民の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和6年3月

長泉町長 池田 修

目次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 静岡県の方針	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の対象	6
6. 計画の策定体制	7
7. SDGs（持続可能な開発目標）の推進	10
第2章 長泉町の障がいのある人を取り巻く現状	11
1. 人口・世帯の状況	11
2. 障がいのある人の状況	13
3. 障がいのある人を支える地域の状況	23
4. アンケート調査からみた障がいのある人の状況	26
5. ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	51
2. 施策の体系	52
第4章 基本計画	53
基本目標1 共に生きることを理解し支え合う【理解・共生】	53
基本目標2 自分らしく地域で自立した生活を送る【生活支援】	62
基本目標3 障がいのある子どもの健やかな成長を支える【育成・療育】	70
基本目標4 一人ひとりが地域社会で活躍する【雇用・社会参加】	77
第5章 計画の進行管理・推進体制	81
1. 推進体制	81
資料編	83
1. 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例	83
2. 長泉町福祉施策推進・評価委員会名簿	84
3. 計画策定の経過	85

第 1 章

計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国においては少子高齢化が進行し、障がいのある人やその介助者が高齢になるとともに、障がいの重度化・重複化などの新たな問題も見受けられるようになり、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しています。また、人々の価値観やライフスタイルは従前と比べて多様なものとなり、情報化の進展により障がいのある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況のもと、障がいのある人の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲の高まりがみられます。

国では、平成26年に、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定した、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。これに基づき、障がいのある人の身体的自由や表現の自由、教育や労働等の権利の促進等の取組の強化が進んでいます。共生社会の実現が明記された平成23年の「障害者基本法」の一部改正に始まり、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）の施行、平成26年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）の施行後、見直しが行われて平成28年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。さらに、障がいのある子どもの多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。また、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行され、行政や民間事業者に対して障がいを理由とした不当な差別的取り扱いを禁止する他に、障がいのある人から社会的障壁の除去の意思表示があった際に、過重な負担にならない時は必要かつ合理的な配慮をするように努めなくてはならないと定められ、その後の令和3年の改正において法的義務となりました。他にも、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」など、障がいのある人の社会参加に関する法律も整備が進んでいます。

また、静岡県では、令和3年度に「第5次静岡県障害者計画」を策定し、「障害に対する理解と相互交流の促進」「地域における自立を支える体制づくり」「多様な障害に応じたきめ細かな支援」を施策の3本柱に掲げ、基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指しています。

本町では、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「長泉町第5次障がい者計画」を策定し、“自ら、地域から、社会から みんなで進める共生社会”を計画の基本理念として、各種障がい福祉施策の推進に努めてきました。このたび、本町における障がい福祉を取り巻く変化や新たなニーズに対応した取組を一層充実させていくため、国や静岡県の動向も踏まえた新たな計画として、「長泉町第6次障がい者計画」の策定を行いました。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

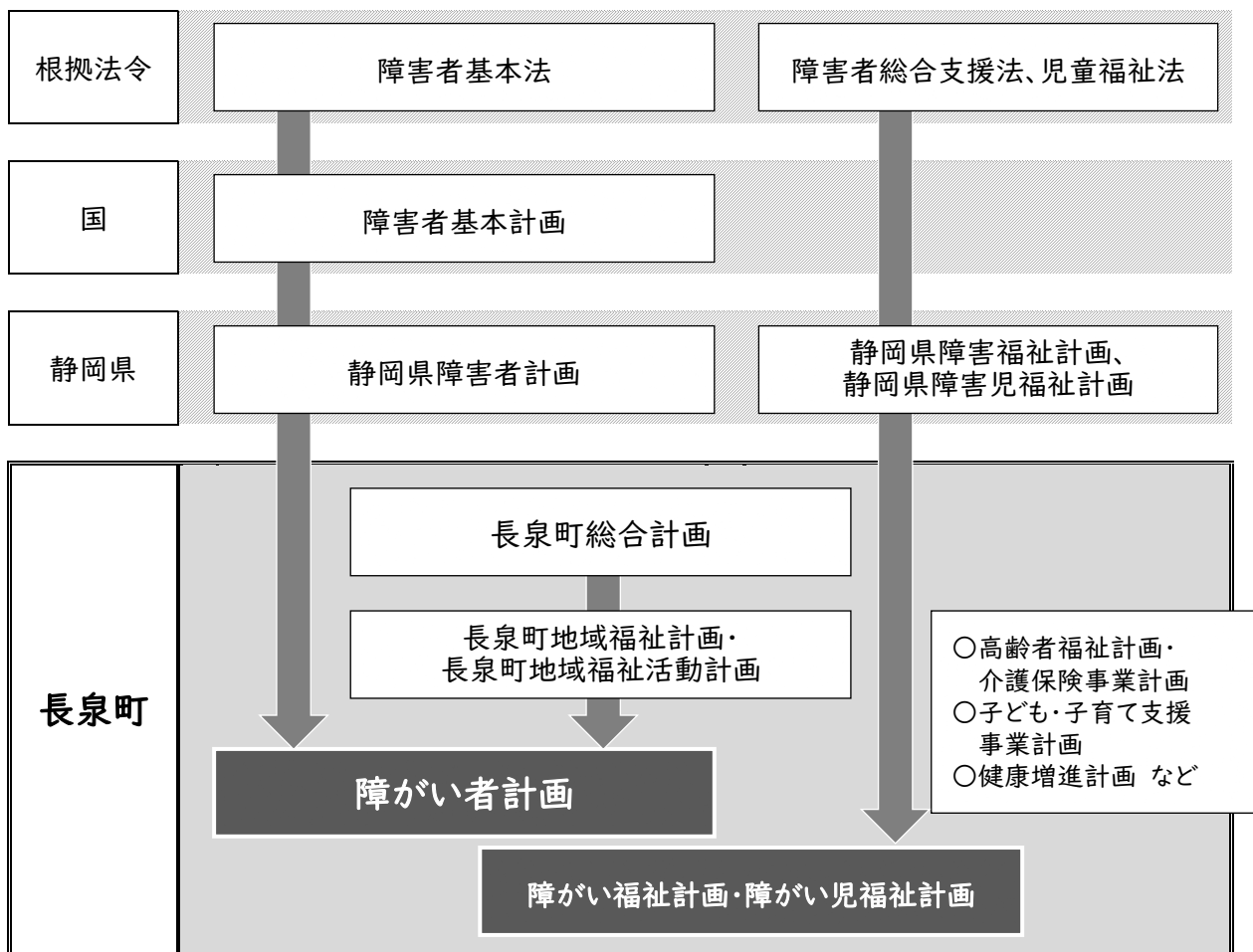
本計画は、「障害者基本法」第11条第3項において市町村に策定が義務づけられている「市町村障害者計画」であり、本町における障がいのある人のための施策を総合的に展開するための基本的な計画です。障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って豊かな暮らしを送ることができるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけられます。

(2) 法令、他の計画との関係

本計画は、「第5次長泉町総合計画」を最上位計画、「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」を上位計画として位置づけるとともに、その他の長泉町の関連計画や国の法制度や指針、静岡県「第5次静岡県障害者計画」等との整合を図り、策定します。

本計画は、町の障がい者福祉の指針を示す計画として、町の障がい福祉施策の基本的方向性を示しています。また、町の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた「長泉町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」と併せて総合的な推進を図ります。

【法令、他の計画との関係】



【参考】法令などの主な制定・改正動向

1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成30年)	共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。
2	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成30年)	障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、参加・創造できるための環境整備や支援を促進する。
3	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和元年)	障がいのある人の雇用の促進するため、短時間労働者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がいのある人の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。
4	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年)	成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る。
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (令和元年)	視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的に進める。
6	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和2年)	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設する。
7	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和3年)	これまで「努力義務」となっていた民間事業者における「合理的配慮の提供」を「法的義務」とする。
8	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年)	障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する。

【参考】国の障害者基本計画(第5次)の概要<令和4年度策定>

位置づけ	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる
計画期間	令和5年度から令和9年度までの5年間
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会における共生等 <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・障がいのある人の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保 ・情報の取得・利用のための手段について選択する機会の拡大 ○差別の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 ○国際的な協調の下での共生社会の実現
各分野に共通する横断的視点	<ul style="list-style-type: none"> ○「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える ○社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進 ○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○障がい特性等に配慮したきめ細かい支援 ○障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進 ○PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
施策の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○連携・協力の確保 ○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
各分野の障害者施策の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災、防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進 ○自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進

出典：内閣府

3. 静岡県の方針

静岡県では、令和3年度に「第5次静岡県障害者計画」を策定しています。

この計画では、「障害についての正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら『共生する社会』の実現」、「障害のある人が権利の主体として、自分の生活を自分で選び、決定し、自分の力を発揮できる『その人らしい自立生活を送ることができる社会』の実現」、「障害のある人もない人も『安心・安全に暮らすことのできる社会』の実現」の3つの基本理念の実現に向けて、「障害に対する理解と相互交流の促進」「地域における自立を支える体制づくり」「多様な障害に応じたきめ細かな支援」を施策の3本柱に掲げ、障がいのある人を取り巻く現状と課題を分析し、今後、静岡県が取り組む施策を定めることで、基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指しています。

「長泉町第6次障がい者計画」の策定においては、この「第5次静岡県障害者計画」における基本的な考え方を踏まえて行うものとしします。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間です。なお、国の障がい福祉施策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じて計画の内容を見直すものとしします。

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
総合計画	第5次前期			第5次後期				
地域福祉計画	第6次	第7次				第8次		
障がい者計画	第5次			第6次(本計画)				
障がい福祉計画	第6期			第7期		第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期		第4期		

5. 計画の対象

本計画の対象は、「障害者基本法」における定義に則り、以下のとおりとします。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい者
- その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

【参考】障害者基本法第2条「障害者の定義」

第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

6. 計画の策定体制

(1) 長泉町福祉施策推進・評価委員会での協議・検討

福祉団体等、社会福祉施設、住民組織、医療機関の代表者や学識経験者などの参画を得て「長泉町福祉施策推進・評価委員会」を設置し、計画の内容について協議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の日常生活等に関する意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

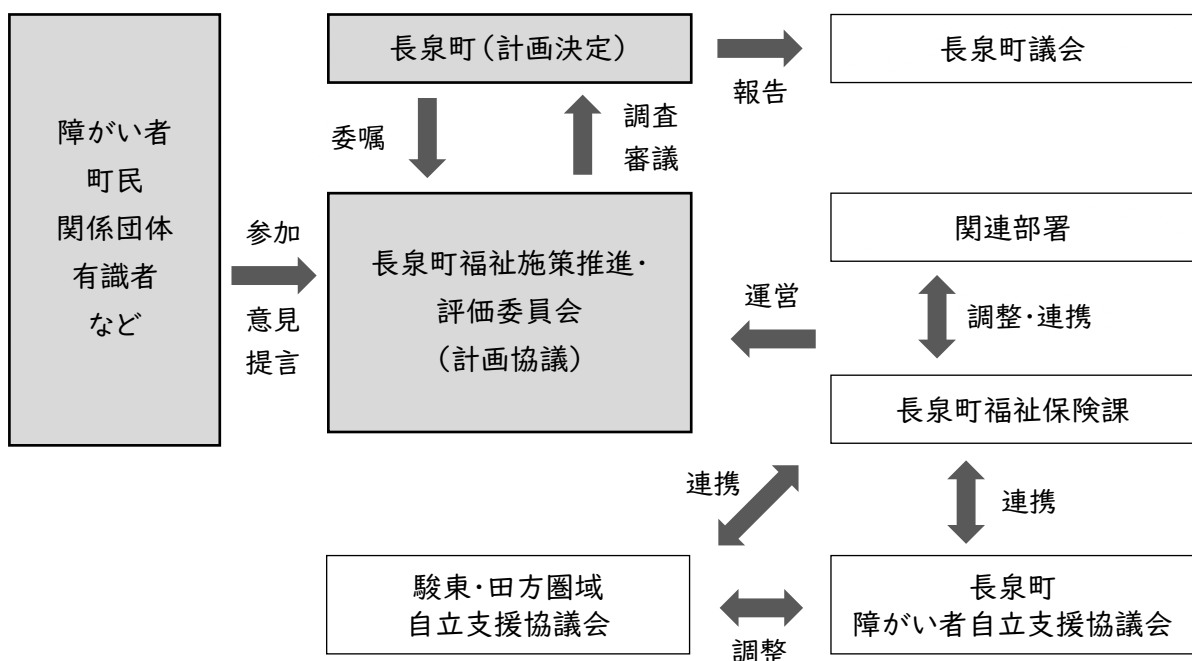
(3) 関係団体等ヒアリング調査の実施

障がい福祉施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、町内の障がい者団体・相談支援事業所等を対象としてヒアリング調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の声を広く集めるとともに、内容に反映するため、令和6年1月5日から令和6年2月3日まで町ホームページ上にてパブリックコメント^(注1)を実施し、意見を募集しました。

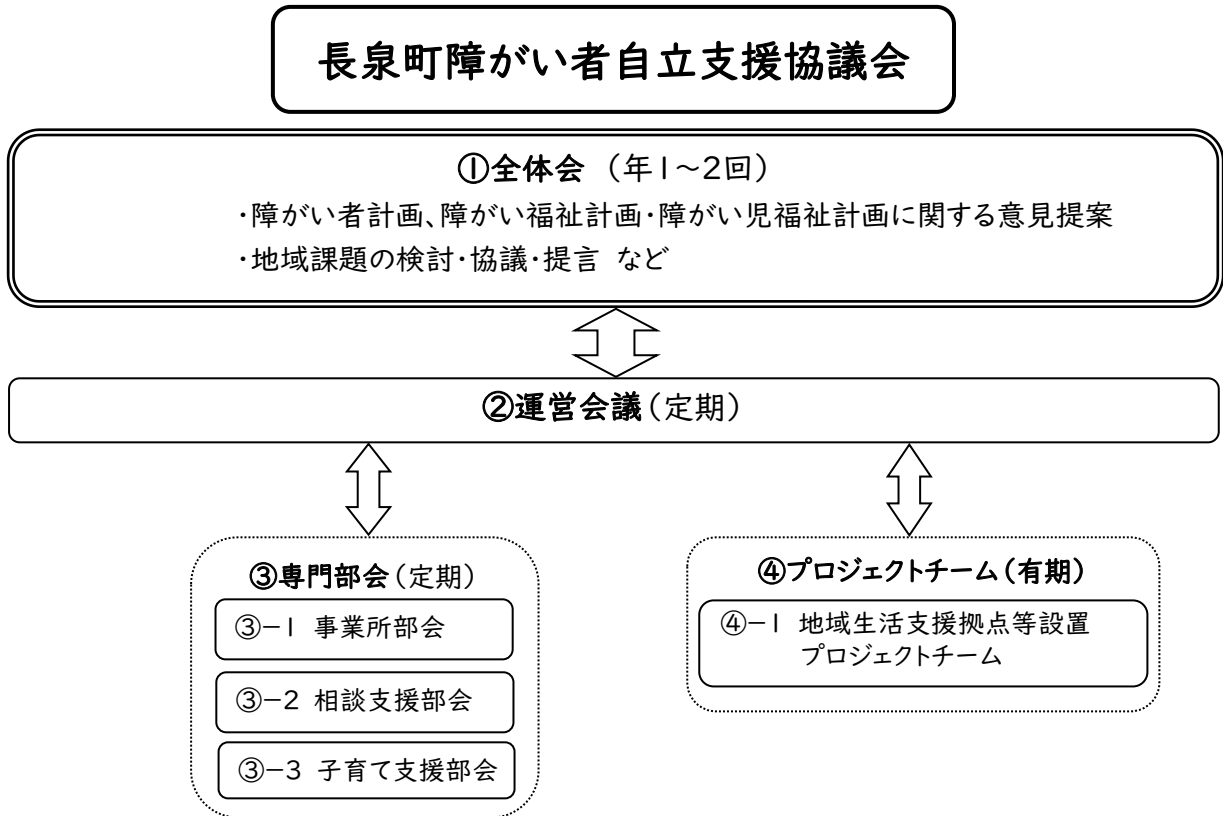
【本計画の策定体制】



(注1)「パブリックコメント」：行政機関が計画の立案などを行おうとする際、その案を公表し、住民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のこと。

(参考) 長泉町障がい者自立支援協議会について

本町では、平成29年4月より、「長泉町障がい者自立支援協議会」を設置しており、下記の体系により、障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムや関係機関のネットワークの構築に向けて努めているとともに、個別支援会議において提起された地域課題について定期的な協議を行っています。



①全体会(年1~2回)定員 17名以内

役割:障がい者計画、障がい福祉計画の検討、地域課題の検討・協議・提言

専門部会、プロジェクトチームの設置、活動内容の承認 など

委員構成

- 障がい福祉に関する相談支援事業者
- 障がい福祉サービス事業者
- 保健・医療関係機関
- 教育・雇用関係機関
- 障がい者関係団体
- 関係行政機関
- 学識経験者
- その他

②運営会議(定期)

役割: 困難事例の集約・確認、協議会(全体会)の運営

専門部会、プロジェクトチームの調整など

委員構成

全体会会長、副会長、専門部会長、相談支援事業所、事務局、福祉保険課

③専門部会(定期)

役割: 運営会議や全体会から挙げられた課題や提言の検討

部会員や支援者等の人材育成、教育、養成

関係機関等による情報共有、情報交換、ネットワークの形成

③-1 事業所部会 : 町内関係事業所が定期的集まり、情報交換、交流を通し、ネットワークの形成、課題の共有化を図る。

③-2 相談支援部会 : 相談支援に関する情報共有、課題抽出を行い、相談員のスキルアップを図る。

③-3 子育て支援部会: 子育てに関する課題を関係者及び関係機関が共有し、地域で安心して子育てができる環境づくりに努める。また、気になる子どもの早期療育や、子どもと接する支援者等の研修等を行う。

④プロジェクトチーム(有期・必要に応じ)

役割: 専門的あるいは集中的な検討が必要な地域課題について、専門家を集め短期的に集中して課題の検討にあたる。

構成: 課題に応じ、会長が招集する。

④-1 地域生活支援拠点等設置プロジェクトチーム:

同拠点の設置を目指して協議を行う。設置後は拠点の評価・検証を行う。

7. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取組を求めるものです。

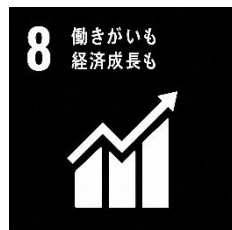
本計画の上位計画である「第5次長泉町総合計画」では、SDGsを推進するとしていることから、「第5次長泉町総合計画」を最上位計画とする本計画においても、SDGsを踏まえて、各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の4つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】



すべての人に
健康と福祉を



働きがいも
経済成長も



住み続けられる
まちづくりを



平和と公正を
すべての人に

第2章

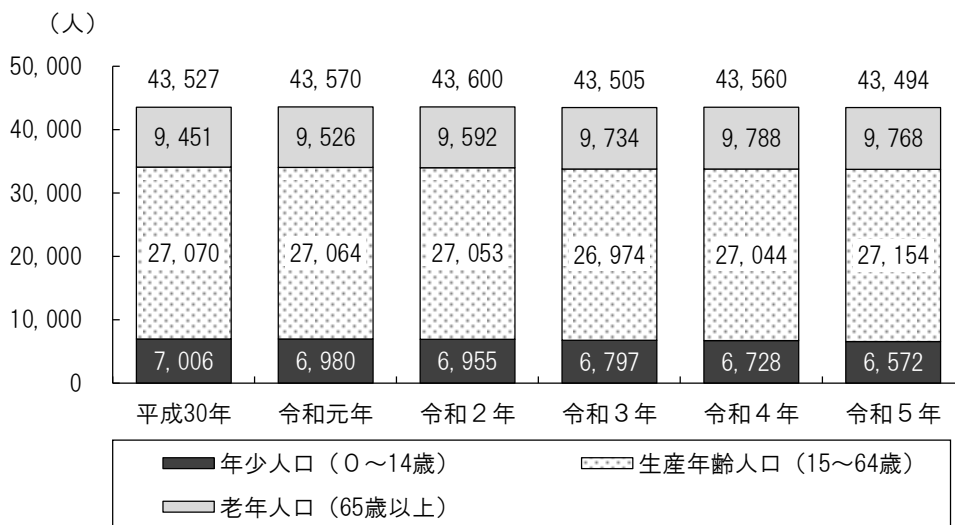
長泉町の障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

全国や静岡県で人口減少が進む中、本町の総人口は横ばいで推移しており、令和5年10月1日現在43,494人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口は平成30年の27,070人から令和5年には27,154人に、老年人口は平成30年の9,451人から令和5年には9,768人にそれぞれ増加している一方、年少人口は緩やかに減少しています。

【図表】年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

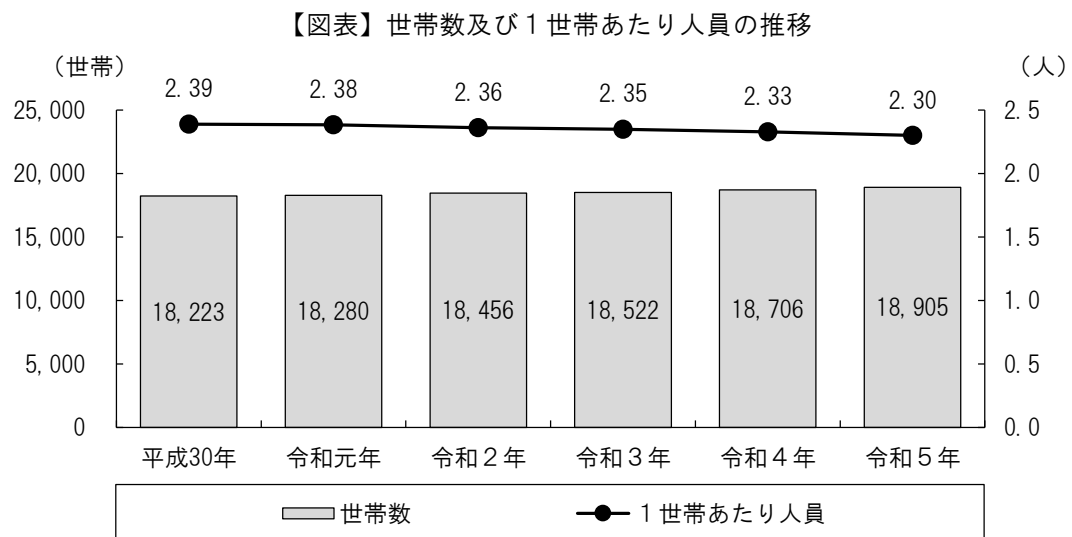
【図表】年齢3区分別人口割合の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口 (0~14歳)	16.1%	16.0%	16.0%	15.6%	15.4%	15.1%
生産年齢人口 (15~64歳)	62.2%	62.1%	62.0%	62.0%	62.1%	62.4%
老年人口 (65歳以上)	21.7%	21.9%	22.0%	22.4%	22.5%	22.5%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯数の推移

本町の世帯数は、令和5年10月1日現在で18,905世帯となっており、年々増加傾向にあります。一方、1世帯あたり人員は緩やかに減少しており、平成30年は2.39人でしたが、令和5年には2.30人となっています。



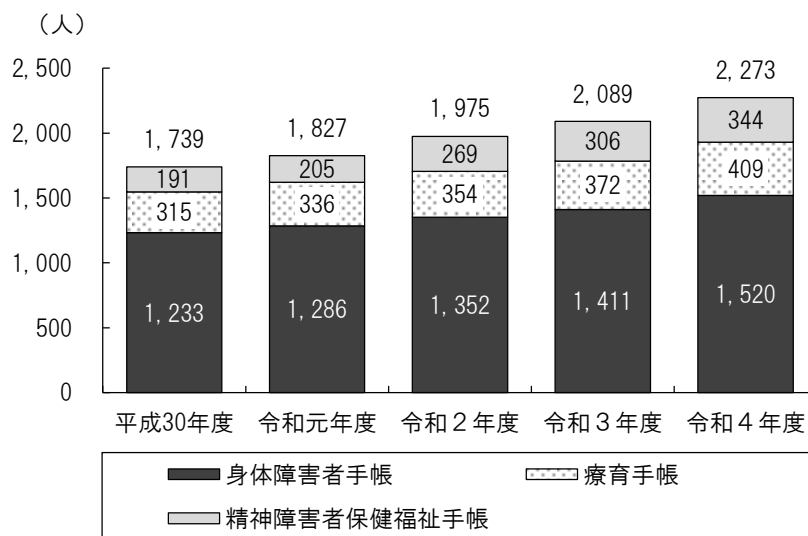
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2. 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障がいのある人の人口推移をみると、全体では年々増加傾向にあり、平成30年度は1,739人でしたが、令和4年度には2,273人と約1.3倍になっています。身体障害者手帳^(注1)、療育手帳^(注2)、精神障害者保健福祉手帳^(注3)の各障害者手帳別でも、いずれの所持者数も増加が続いていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率は他の手帳所持者に比べてやや大きくなっています。

【図表】障害者手帳所持者数の推移



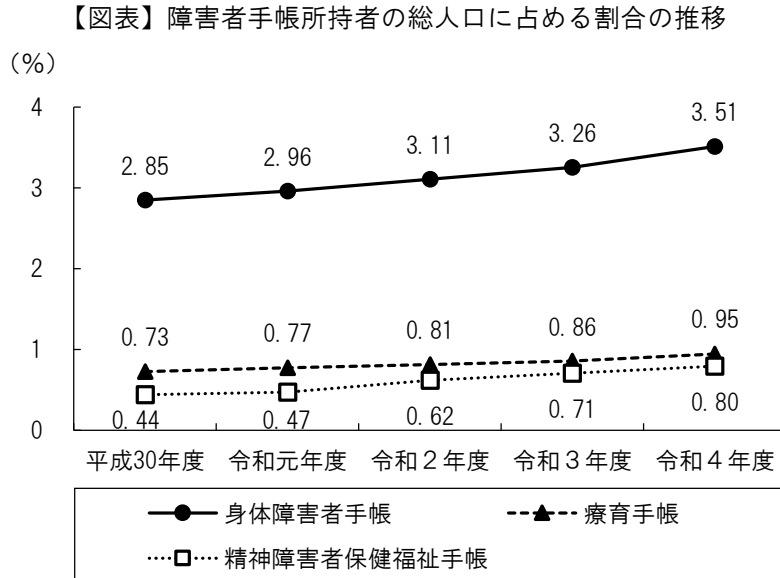
資料：福祉保険課（各年度末現在）

(注1)「身体障害者手帳」：「身体障害者福祉法」に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができるものであることを確認するもので、障害の程度により1級から6級の等級が記載されています。

(注2)「療育手帳」：児童相談所等において「知的障害」と判定された人に対して交付され、相談・助言など、各種の支援を受けることができるものです。

(注3)「精神障害者保健福祉手帳」：「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証します。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人は福祉サービスを利用できます。

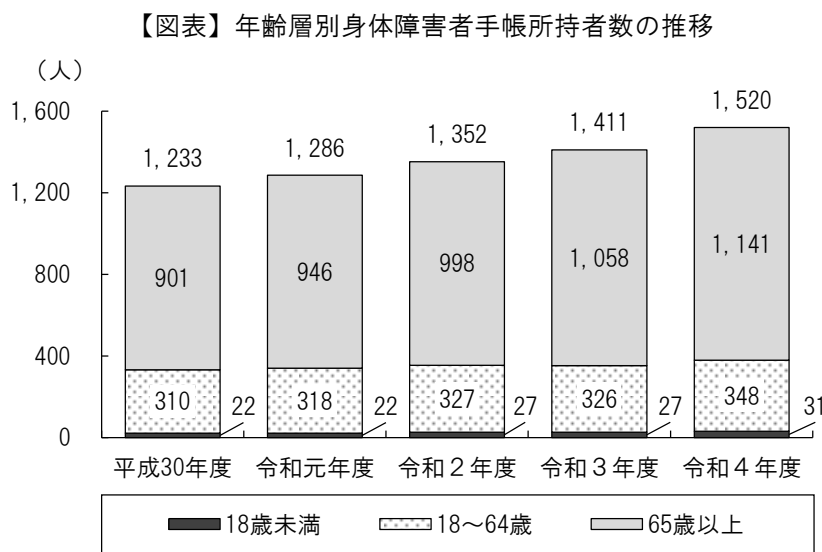
各障害者手帳所持者の総人口に占める割合の推移をみると、いずれも増加傾向にあり、令和4年度は、身体障害者手帳が3.51%、療育手帳が0.95%、精神障害者保健福祉手帳が0.80%となっています。



資料：福祉保険課（各年度末現在）

（2）身体障がい者

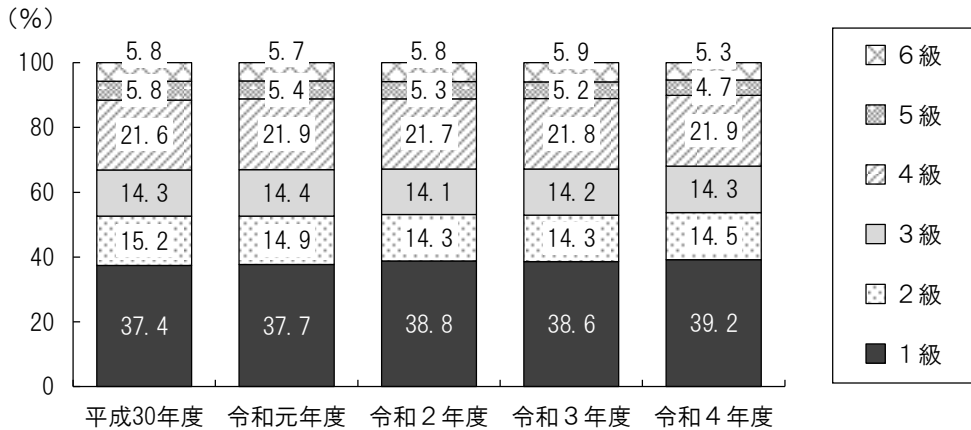
身体障害者手帳所持者数の推移を年齢層別にみると、65歳以上は増加が続いており、平成30年度は901人でしたが、令和4年度には1,141人となっています。その他の年齢層もわずかに増加傾向にあり、令和4年度には18歳未満が31人、18～64歳が348人となっています。



資料：福祉保険課（各年度末現在）

等級別構成比の推移をみると、令和4年度は、最も重度である1級が39.2%で最も多く、次いで4級が21.9%、2級が14.5%、3級が14.3%、6級が5.3%、5級が4.7%となっており、重度の1級と2級だけで過半数を占めています。また、構成比の年度推移には大きな変化はみられません。

【図表】身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移

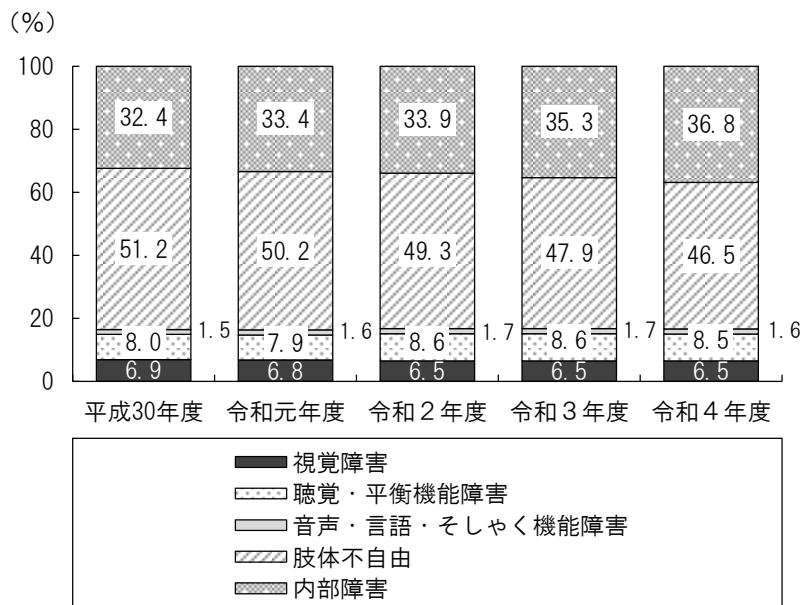


※小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。(以下同じ)

資料：福祉保険課（各年度末現在）

障がい種類別構成比の推移をみると、平成30年度以降、肢体不自由が減少傾向、内部障害が増加傾向にあります。令和4年度は、肢体不自由が46.5%、内部障害が36.8%であり、この2種類が全体の8割以上を占めています。

【図表】身体障害者手帳所持者の障がい種類別構成比の推移



資料：福祉保険課（各年度末現在）

障がい種類別等級の分布をみると、視覚障害、肢体不自由、内部障害では1級が最も多く、聴覚・平衡機能障害では6級、音声・言語・そしゃく機能障害では3級が最も多くなっています。視覚障害と内部障害では、重度である1級と2級の合計が約7割を占めています。

【図表】 身体障害者手帳所持者の障がい種類別等級の分布

(単位：人)

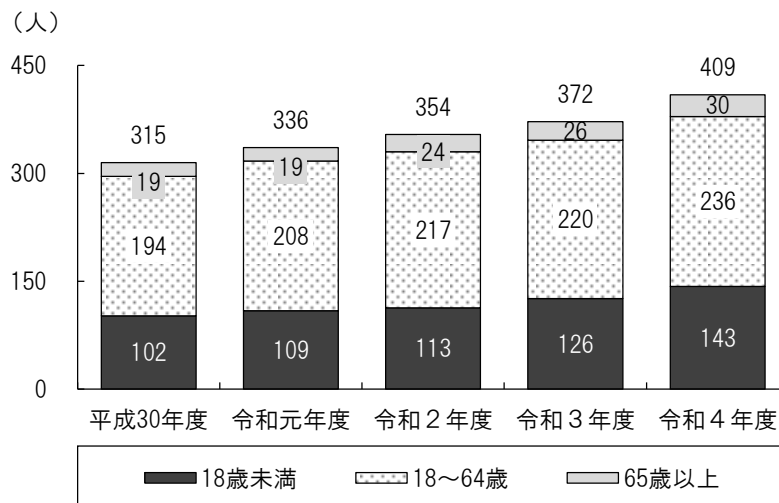
	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	40	7	-	178	371	596
2級	29	30	3	154	4	220
3級	5	18	15	116	64	218
4級	6	31	7	168	121	333
5級	11	1	-	60	-	72
6級	8	42	-	31	-	81
合計	99	129	25	707	560	1,520

資料：福祉保険課（令和4年度末現在）

（3）知的障がい者

療育手帳所持者数の推移を年齢層別にみると、いずれの年齢層においても増加が続いています。令和4年度は、18歳未満が143人、18～64歳が236人、65歳以上が30人となっています。

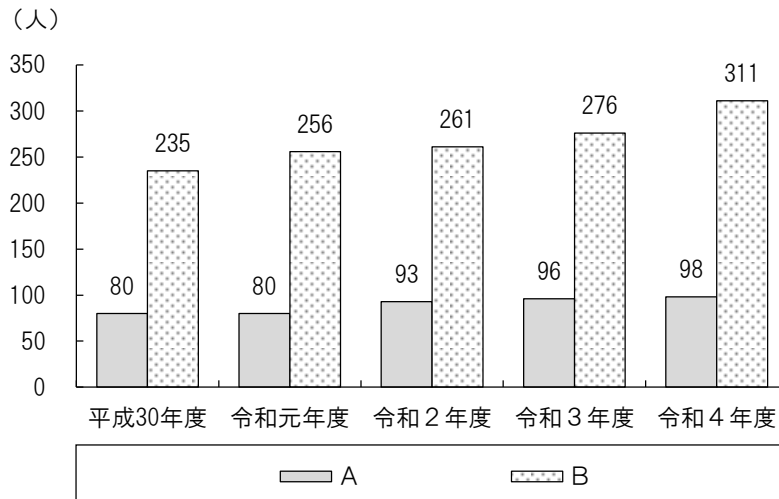
【図表】 年齢層別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉保険課（各年度末現在）

程度別療育手帳所持者数の推移をみると、障がいの程度が重度である「A」は微増傾向にあり、令和4年度には98人となっています。「B」は令和3年度までの緩やかな増加に比べ、令和4年度では311人と大幅な増加となっています。

【図表】程度別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉保険課（各年度末現在）

程度別年齢層の分布をみると、Aは18～39歳が38人、Bは18歳未満が114人と最も多くなっています。40歳未満の年齢層は、Aは合計67人、Bは合計227人で、それぞれ約7割を占めています。

【図表】療育手帳所持者の程度別年齢層の分布

(単位：人)

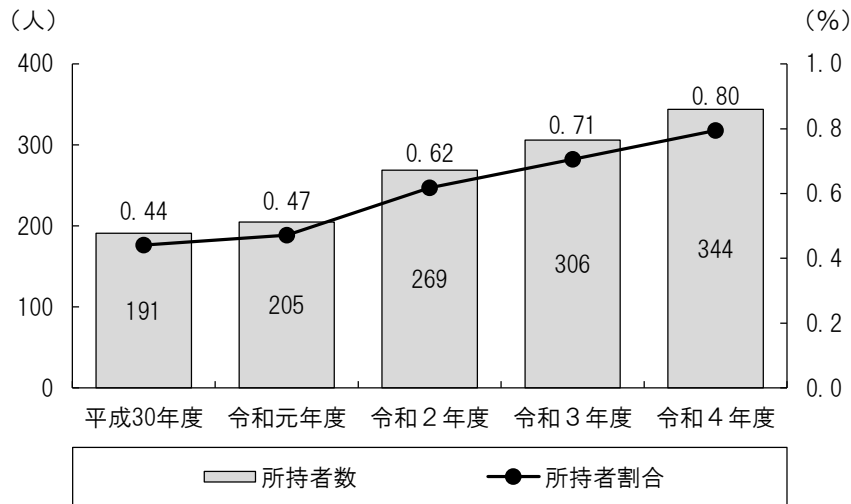
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
A	29	38	19	12	98
B	114	113	66	18	311
合計	143	151	85	30	409

資料：福祉保険課（令和4年度末現在）

(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成30年度は200人を下回っていましたが、令和4年度には344人となり、5年間で約1.8倍となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、令和4年度には0.80%となっています。

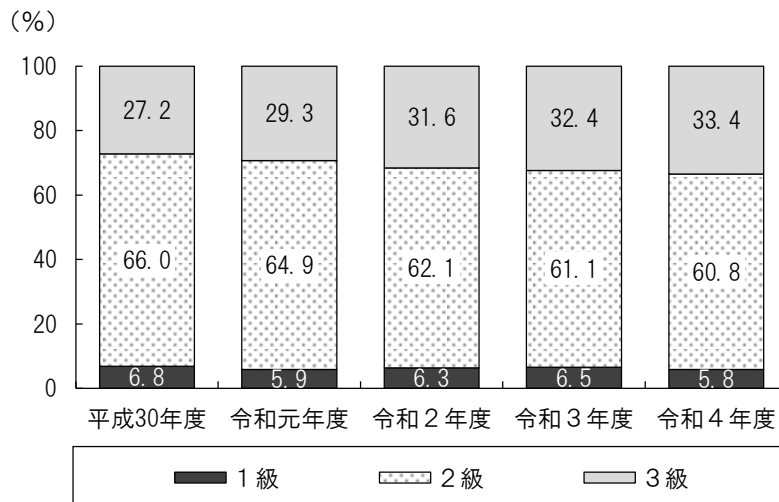
【図表】精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉保険課（各年度末現在）

等級別構成比の推移をみると、2級が減少傾向、3級は増加傾向にあり、令和4年度には1級が5.8%、2級が60.8%、3級が33.4%となっています。

【図表】精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移



資料：福祉保険課（各年度末現在）

等級別年齢層の分布をみると、1級は65歳以上が11人、2級は40～64歳が98人と最も多く、それぞれ約半数を占めています。また、3級のほとんどを18～39歳と40～64歳が占めています。

【図表】精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別年齢層の分布

(単位：人)

	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
1級	0	3	6	11	20
2級	1	71	98	39	209
3級	1	49	61	4	115
合計	2	123	165	54	344

資料：福祉保険課（令和4年度末現在）

(5) 就園の状況

町内の保育所及び認定こども園における、障害者手帳を所持しているか、または発達に遅れがみられる幼児(以下「障がい児等」という)の合計在籍児数は、各年度において、保育所、認定こども園^(注1)共に全体在籍児数の1割以上を占めており、令和5年度の保育所については合計52人、認定こども園については合計63人となっています。

【図表】保育所及び認定こども園の障がい児等の在籍状況

			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所	在籍児数 (人)	3歳児	144	119	97	108	104	104
		4歳児	155	110	112	95	112	102
		5歳児	154	119	108	113	94	115
		合計	453	348	317	316	310	321
	在籍障がい児 等の人数(人)	3歳児	—	—	—	14	24	12
		4歳児	—	—	—	18	22	20
		5歳児	—	—	—	20	15	20
		合計	—	—	—	52	61	52
	加配保育士数 (人)	3歳児	—	—	—	5	7	7
		4歳児	—	—	—	8	7	6
		5歳児	—	—	—	8	7	7
		合計	—	—	—	21	21	20
	施設数 (園)	公立	2	2	2	2	2	2
私立		5	3	3	3	3	3	
合計		7	5	5	5	5	5	
認定こども園	在籍児数 (人)	3歳児	54	105	92	140	132	132
		4歳児	58	83	103	110	133	134
		5歳児	45	95	82	137	110	133
		合計	157	283	277	387	375	399
	在籍障がい児 等の人数(人)	3歳児	—	—	—	16	17	17
		4歳児	—	—	—	14	22	23
		5歳児	—	—	—	19	18	23
		合計	—	—	—	49	57	63
	加配保育教諭数 (人)	3歳児	—	—	—	7	8	10
		4歳児	—	—	—	6	10	8
		5歳児	—	—	—	7	8	10
		合計	—	—	—	20	26	28
	施設数 (園)	公立	1	1	1	2	2	2
私立		0	2	2	2	2	2	
合計		1	3	3	4	4	4	

資料：こども未来課（各年度5月1日現在）

注：在籍障がい児等の人数及び加配保育士数、加配保育教諭数は、令和3年度より集計を開始。

^(注1)「認定こども園」：教育・保育を一体的に行う施設で、保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えています。

町内の幼稚園における障がい児等の在籍状況は、令和4年度が49人、令和5年度が50人となっています。

【図表】幼稚園の障がい児等の在籍状況

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
在籍児数（人）	3歳児	189	167	137	144	121	93
	4歳児	175	199	180	128	149	121
	5歳児	212	178	198	149	131	156
	合計	576	544	515	421	401	370
在籍障がい児等 の人数（人）	3歳児	—	—	—	5	12	4
	4歳児	—	—	—	14	22	16
	5歳児	—	—	—	9	15	30
	合計	—	—	—	28	49	50
加配教諭数 （人）	3歳児	—	—	—	3	4	2
	4歳児	—	—	—	5	5	5
	5歳児	—	—	—	4	5	7
	合計	—	—	—	12	14	14
施設数 （園）	公立	4	4	4	3	3	3
	私立	1	1	1	1	1	1
	合計	5	5	5	4	4	4

資料：こども未来課（各年度5月1日現在）

注：在籍障がい児等の人数及び加配教諭数は、令和3年度より集計を開始。

(6) 就学の状況

本町では小学校3校すべてに特別支援学級を設置しており、令和4年度以降は15学級となっています。児童数は、増加傾向にあり、令和5年度には92人となっています。

【図表】小学校の特別支援学級の状況

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置校数(校)	3	3	3	3	3	3
学級数(学級)	5	7	9	11	15	15
児童数(人)	35	42	50	68	86	92

資料：教育推進課（各年度5月1日現在）

本町では中学校2校すべてに特別支援学級を設置しており、令和4年度まで3学級であったところ、令和5年度には5学級となりました。生徒数は、平成30年度の10人に対し、令和5年度は29人と、6年間で約3倍に増加しています。

【図表】中学校の特別支援学級の状況

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置校数(校)	2	2	2	2	2	2
学級数(学級)	3	3	3	3	3	5
生徒数(人)	10	13	15	18	21	29

資料：教育推進課（各年度5月1日現在）

通級指導教室^(注1)における児童数は、小学校は20人前後で推移しており、令和5年度には19人となっています。また、中学校には、通級指導教室の設置はありません。

【図表】通級指導教室の状況

(単位：人)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学校児童数	20	20	25	22	18	19
中学校生徒数	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし

資料：教育推進課（各年度5月1日現在）

(注1)「通級指導教室」：小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がい、または発達の遅れがある児童・生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行う場のことです。

3. 障がいのある人を支える地域の状況

(1) 相談支援事業所

障がいに関する町内の相談支援事業所^(注1)は下表のとおりです。

【図表】相談支援事業所の状況

事業所区分	事業所数（か所）
指定一般相談支援事業所	3
指定特定相談支援事業所	3
指定障害児相談支援事業所	3

資料：静岡県「障害福祉サービス等を行う事業者一覧表」（令和5年4月現在）

(2) サービス事業者

町内で障がいのある人及び障がいのある子どもに対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のとおりです。

【図表】障がい福祉サービス提供事業所の状況

サービス項目	事業所数（か所）	定員（人）
居宅介護（ホームヘルプ）	2	-
重度訪問介護	2	-
同行援護	1	-
行動援護	0	0
重度障害者等包括支援	0	0
生活介護	2	70
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0
就労移行支援	1	6
就労継続支援A型	3	30
就労継続支援B型	9	144
就労定着支援	1	-
療養介護	0	0
短期入所（福祉型・医療型）	1	6
自立生活援助	0	0

^(注1)「相談支援事業所」：障がい福祉サービスを利用するための「サービス利用計画」の作成や日常の困り事等について相談できる場所のことです。

サービス項目	事業所数（か所）	定員（人）
共同生活援助（グループホーム）	4	69
施設入所支援	1	50
計画相談支援	3	-
地域移行支援	3	-
地域定着支援	3	-
児童発達支援	6	90
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	11	150
保育所等訪問支援	3	-
居宅訪問型児童発達支援	0	0
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0	0
障がい児相談支援	3	-

※一つの事業所で複数のサービスを提供する事業所もあるため、指定サービスの数は実事業所数とは異なります。休止中の事業所を含みます。

資料：静岡県「障害福祉サービス等を行う事業者一覧表」（令和5年4月現在）

【参考】障がい福祉サービスについて

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護の他、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。

サービス名	内容
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言の他、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、サービス等利用計画の作成等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等 訪問支援	障がいのある子どもが集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	施設等に入所している障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障がいのある子どもに、障がい児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

4. アンケート調査からみた障がいのある人の状況

(1) 調査概要

○調査目的:障がいのある人に向けた福祉施策の充実を図るため、障がいのある人々の日常生活等に関する意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

○調査内容:

1. 回答者について	2. 生活の場所について
3. 社会参加について	4. 障がいのある方に対する理解等について
5. 仕事について(成年のみ)	6. 情報の入手について
7. 悩み事に対する相談について	8. 災害時の避難・対策について
9. 障がい福祉サービスについて	10. その他のことについて

○調査対象:長泉町にお住まいの、障害者手帳を所有する方・障がい福祉サービスを利用している方 1,000 人(無作為抽出)

○調査期間:令和4年 11 月8日~令和4年 11 月 28 日

○調査方法:郵送配布・郵送回収

○回収状況:

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000 件	563 件	559 件	55.9%

※有効回収数は、回収数から無効票(白票や回答が少ないもの)を除いた件数

○調査結果に関する注意事項:

1. 基礎となるべき実数は調査数 n として記載しています。
2. 比率はすべて百分率で表し、小数第二位を四捨五入しています。そのため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しないことがあります。
3. 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が 100%を超えることがあります。
4. グラフの分析軸となる“身体障がい者”・“知的障がい者”・“精神障がい者”の定義づけは、「障害者手帳の障がいの等級(障がいが複数の場合は、より重い等級のもの)」の設問に対する回答をもとに行ったものです。したがって、“身体障がい者”・“知的障がい者”・“精神障がい者”を合計した回答者数と、全体の回答者数は一致するとは限りません。

(2) 調査結果

①回答者について

年齢は、身体障がい者は「70歳以上」が66.3%、知的障がい者は「10代」が34.5%、精神障がい者は「40代」が27.3%と最も多くなっています。

【図表】回答者の年齢構成

(単位：%)

令和4年調査	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答	平均(歳)
身体障がい者 (n=341)	2.1	0.3	2.1	1.5	5.0	7.6	14.4	66.3	0.9	70.9
知的障がい者 (n=84)	17.9	34.5	22.6	9.5	8.3	3.6	1.2	1.2	1.2	22.2
精神障がい者 (n=77)	—	1.3	15.6	16.9	27.3	23.4	10.4	5.2	—	45.6

②生活の場所について

現在の住まいは、いずれの障がい種別も「自宅」が最も多く、それぞれ9割を超えています。前回調査との比較では、知的障がい者は「自宅」が5.9ポイント増加しています。

【図表】現在の住まい

(単位：%)

令和4年調査	自宅	病院に入院中	福祉施設に入所中	グループホーム	その他	無回答
身体障がい者 (n=341)	91.5	0.9	5.3	0.6	1.8	—
知的障がい者 (n=84)	92.9	—	6.0	1.2	—	—
精神障がい者 (n=77)	94.8	2.6	—	2.6	—	—

平成29年調査	自宅	病院に入院中	福祉施設に入所中	グループホーム	その他	無回答
身体障がい者 (n=438)	95.4	1.4	2.1	0.2	0.7	0.2
知的障がい者 (n=100)	87.0	—	10.0	2.0	1.0	—
精神障がい者 (n=66)	93.9	4.5	—	1.5	—	—

今後暮らしたいところは、いずれの障がい種別も「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、身体障がい者と知的障がい者は7割以上を占めています。また、精神障がい者は「一人で暮らしたい」が23.4%と他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は「家族と一緒に暮らしたい」が18.6ポイント増加しています。

【図表】 今後暮らしたいところ

(単位：%)

令和4年調査	家族と一緒に暮らしたい	一人で暮らしたい	施設で暮らしたい	グループホーム等で仲間と一緒に暮らしたい	病院に入院したい	その他	わからない	無回答
身体障がい者 (n=341)	75.1	8.5	5.3	2.3	0.6	0.6	5.6	2.1
知的障がい者 (n=84)	78.6	3.6	3.6	3.6	—	—	10.7	—
精神障がい者 (n=77)	62.3	23.4	1.3	1.3	—	1.3	6.5	3.9

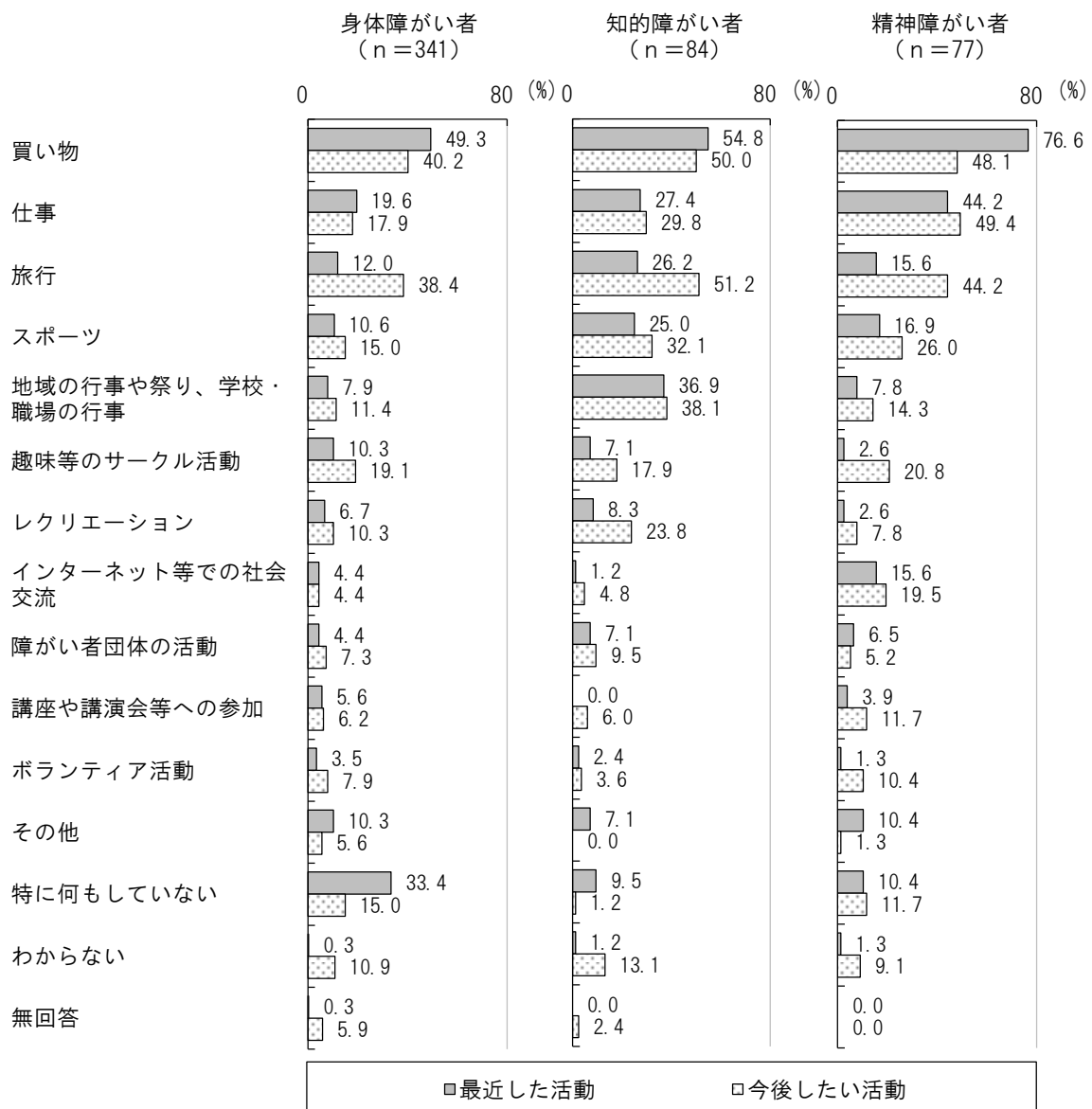
平成29年調査	家族と一緒に暮らしたい	一人で暮らしたい	施設で暮らしたい	グループホーム等で仲間と一緒に暮らしたい	病院に入院したい	その他	わからない	無回答
身体障がい者 (n=438)	78.8	6.2	3.0	1.8	1.1	1.1	7.1	0.9
知的障がい者 (n=100)	60.0	7.0	7.0	10.0	—	2.0	13.0	1.0
精神障がい者 (n=66)	60.6	18.2	3.0	3.0	1.5	1.5	12.1	—

③社会参加について

最近(過去3か月程度)にした活動は、いずれの障がい種別も「買い物」が最も多くなっています。また、身体障がい者は「特に何もしていない」、知的障がい者は「旅行」「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」、精神障がい者は「買い物」「仕事」「インターネット等での社会交流」が他の種別に比べて多くなっています。

一方、今後したいと思う活動は、身体障がい者は「買い物」、知的障がい者は「旅行」、精神障がい者は「仕事」が最も多くなっています。また、身体障がい者は「仕事」「スポーツ」が他の種別に比べて少なくなっています。知的障がい者は「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」「レクリエーション」が他の種別に比べて多く、「特に何もしたくない」が少なくなっています。精神障がい者は「仕事」「インターネット等での社会交流」が他の種別に比べて多くなっています。

【図表】最近した活動と今後したいと思う活動(※複数回答可)



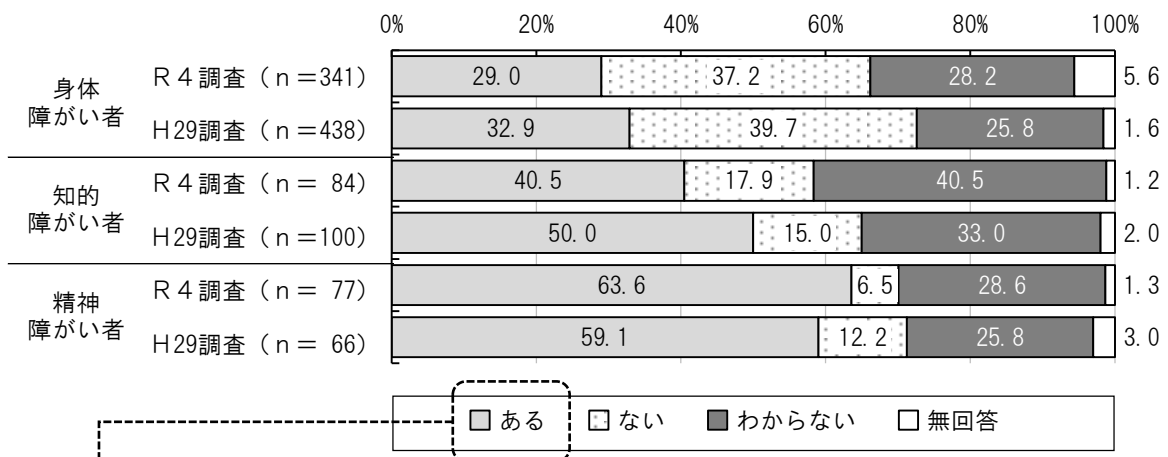
④障がいのある方に対する理解等について

障がいのある方への差別、偏見、虐待があると思うかについては、身体障がい者は「ない」が37.2%、精神障がい者は「ある」が63.6%と最も多くなっています。知的障がい者は「ある」「わからない」が同じ割合（ともに40.5%）となっています。

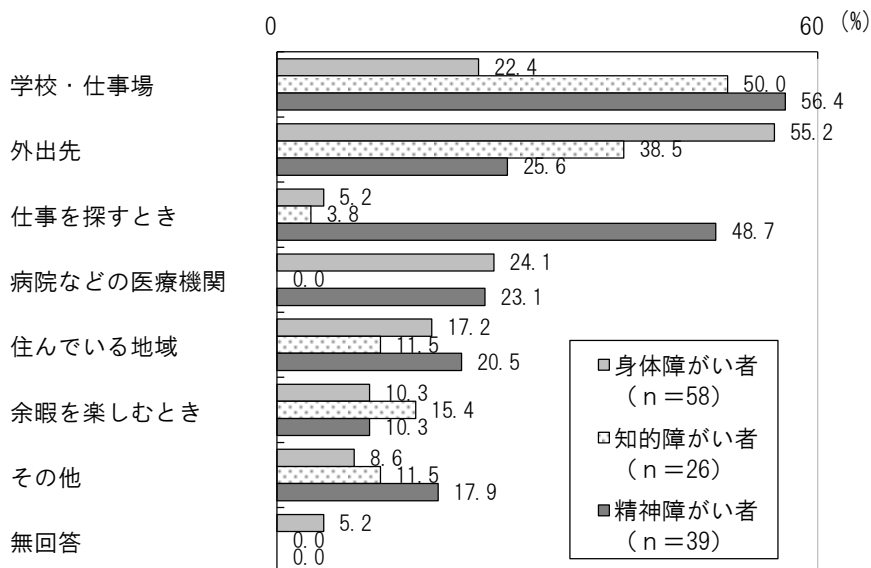
前回調査との比較では、知的障がい者は「ある」が9.5ポイント減少しています。

また、「ある」と回答した人に、差別をされたり、嫌な思いをしたりした場所を尋ねたところ、身体障がい者は「外出先」、知的障がい者と精神障がい者は「学校・仕事場」が5割以上を占めて最も多くなっています。また、精神障がい者は「仕事を探すとき」が48.7%と他の種別に比べて多くなっています。

【図表】障がいのある方への差別、偏見、虐待があると思うか



【図表】差別をされたり、嫌な思いをしたりした場所（※複数回答可）

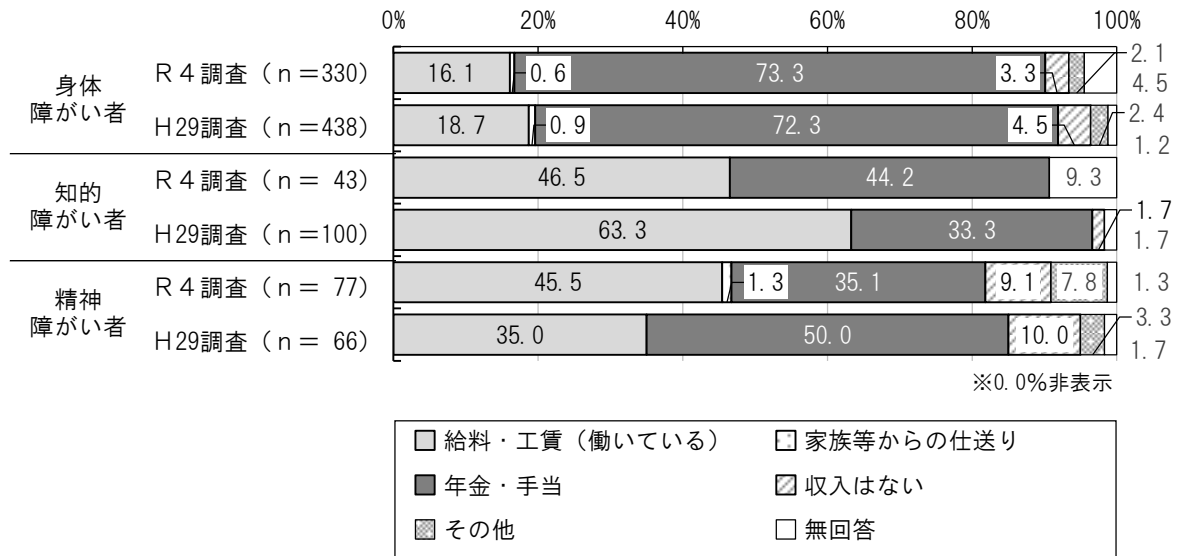


⑤仕事について（成年のみ）

18歳以上の方の主な収入は、身体障がい者は「年金・手当」が73.3%、知的障がい者と精神障がい者は「給料・工賃（働いている）」が4割以上と最も多くなっています。

前回調査との比較では、「給料・工賃（働いている）」が知的障がい者は16.8ポイント減少、精神障がい者は10.5ポイント増加しています。

【図表】主な収入

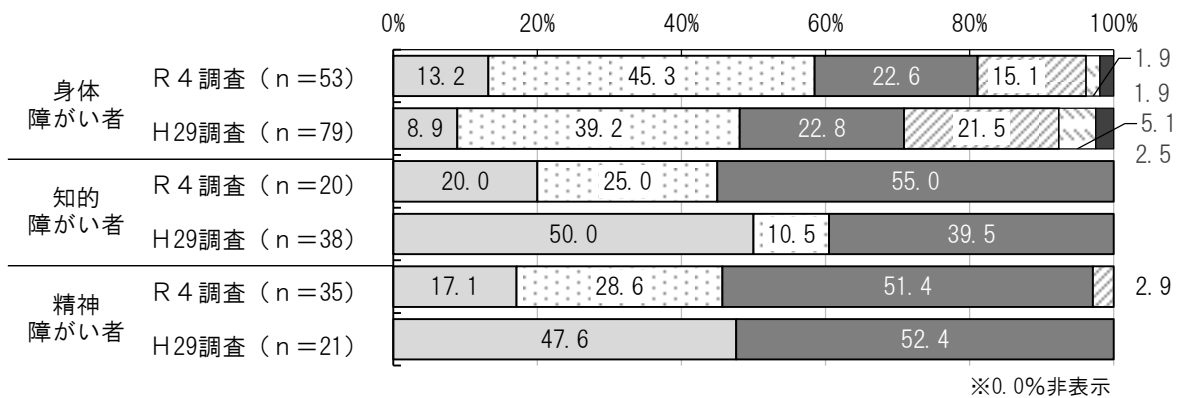


※平成30年4月1日よりから障がい者雇用業務の対象に精神障がい者が加わると同時に、法定雇用率の見直しがされています。

主な収入を「給料・工賃」と回答した人に、現在している仕事を尋ねたところ、身体障がい者は「正社員として会社（企業・団体等）に勤めている」が45.3%、知的障がい者と精神障がい者は「パート・アルバイト等として会社（企業・団体等）に勤めている」が5割以上を占めて最も多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者と精神障がい者は「障がい福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援等）で働いている」が減少し、「正社員として会社（企業・団体等）に勤めている」が増加しています。

【図表】現在している仕事

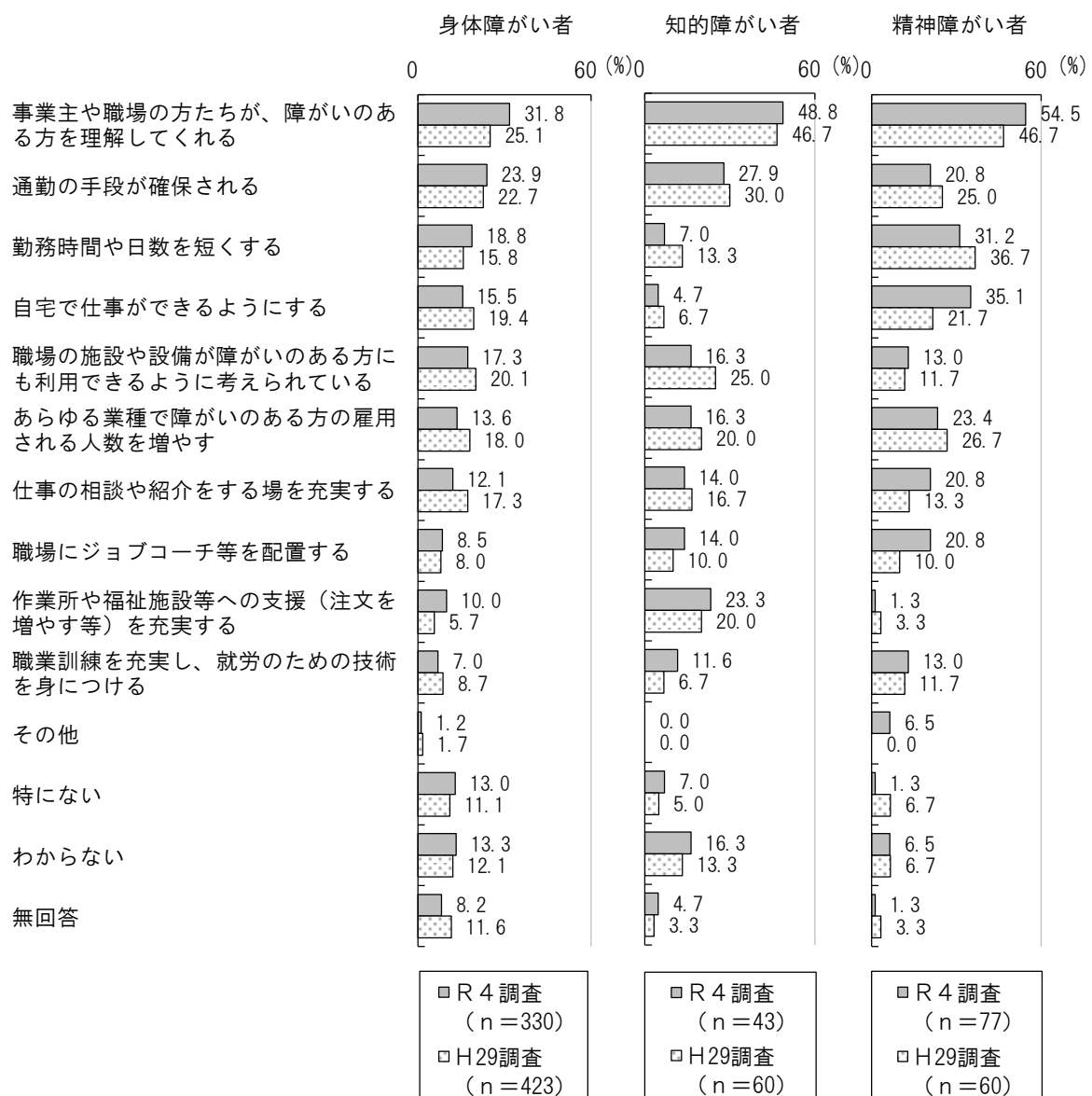


- 障がい福祉サービス事業所（就労移行支援・就労継続支援等）で働いている
- 正社員として会社（企業・団体等）に勤めている
- パート・アルバイト等として会社（企業・団体等）に勤めている
- 自営業をしている
- 在宅勤務・内職をしている
- 家業の手伝いをしている
- その他
- 無回答

障がいのある方が働きやすくなるために必要だと思うことは、いずれの種別も「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」が最も多くなっています。また、知的障がい者は「作業所や福祉施設等への支援（注文を増やす等）を充実する」、精神障がい者は「勤務時間や日数を短くする」「自宅で仕事ができるようにする」が他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は「職場の施設や設備が障がいのある方にも利用できるように考えられている」が減少しており、精神障がい者は「自宅で仕事ができるようにする」「職場にジョブコーチ等を配置する」などが増加しています。

【図表】障がいのある方が働きやすくなるために必要だと思うこと（※複数回答可）

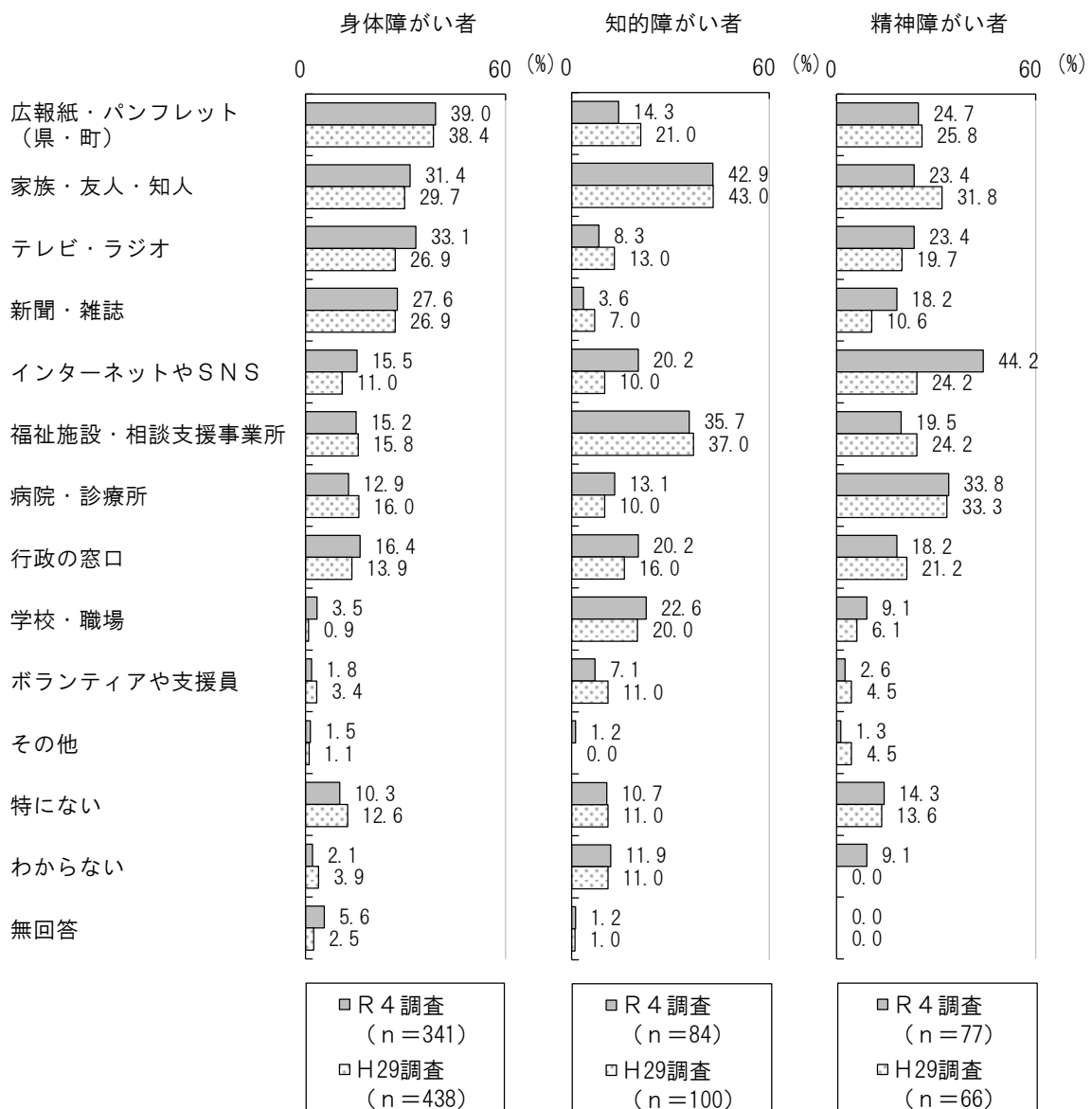


⑥情報の入手について

福祉サービスに関する情報源は、身体障がい者は「広報紙・パンフレット(県・町)」、知的障がい者は「家族・友人・知人」、精神障がい者は「インターネットやSNS」がそれぞれ約4割を占めて最も多くなっています。また、知的障がい者は「福祉施設・相談支援事業所」「学校・職場」、精神障がい者は「病院・診療所」が他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、「インターネットやSNS」が知的障がい者は10.2ポイント、精神障がい者は20.0ポイント増加しています。

【図表】福祉サービスに関する情報源（※複数回答可）

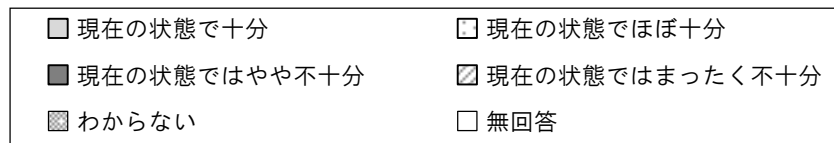
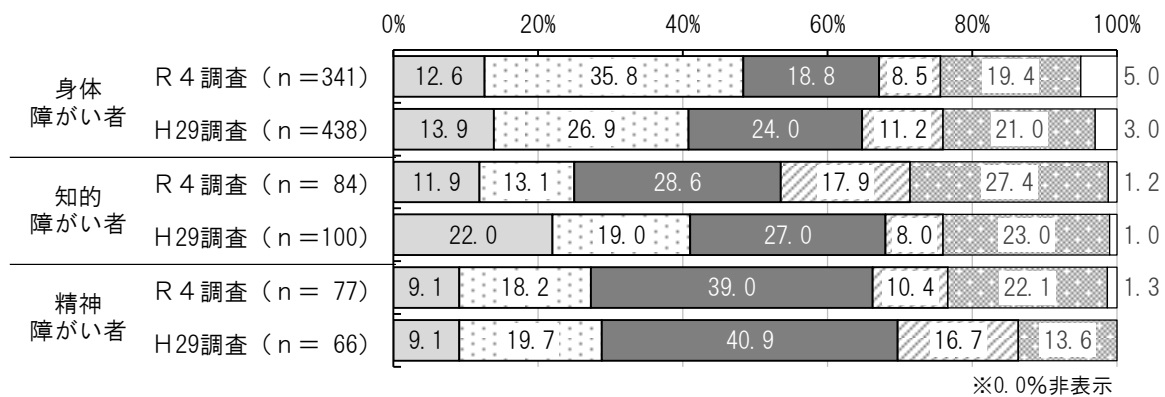


福祉に関する情報の入手方法が十分であるかについては、「現在の状態ではほぼ十分」と「現在の状態ではほぼ十分」を合わせた『十分』は、身体障がい者が48.4%、知的障がい者が25.0%、精神障がい者が27.3%となっています。

一方、「現在の状態ではやや不十分」と「現在の状態ではまったく不十分」を合わせた『不十分』は、身体障がい者が27.3%、知的障がい者が46.4%、精神障がい者が49.4%となっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は『十分』が16.0ポイント減少しています。

【図表】福祉に関する情報の入手方法が十分であるか



福祉に関する情報の内容が十分であるかについては、『十分』は、身体障がい者が46.0%、知的障がい者が23.8%、精神障がい者が24.7%となっています。

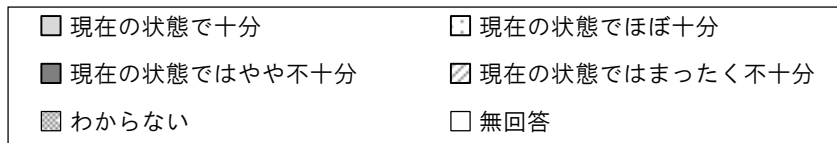
一方、『不十分』は、身体障がい者が27.3%、知的障がい者が47.6%、精神障がい者が49.4%となっています。

前回調査との比較では、知的障がい者と精神障がい者は『十分』がそれぞれ10.2ポイント減少しています。

【図表】福祉に関する情報の内容が十分であるか



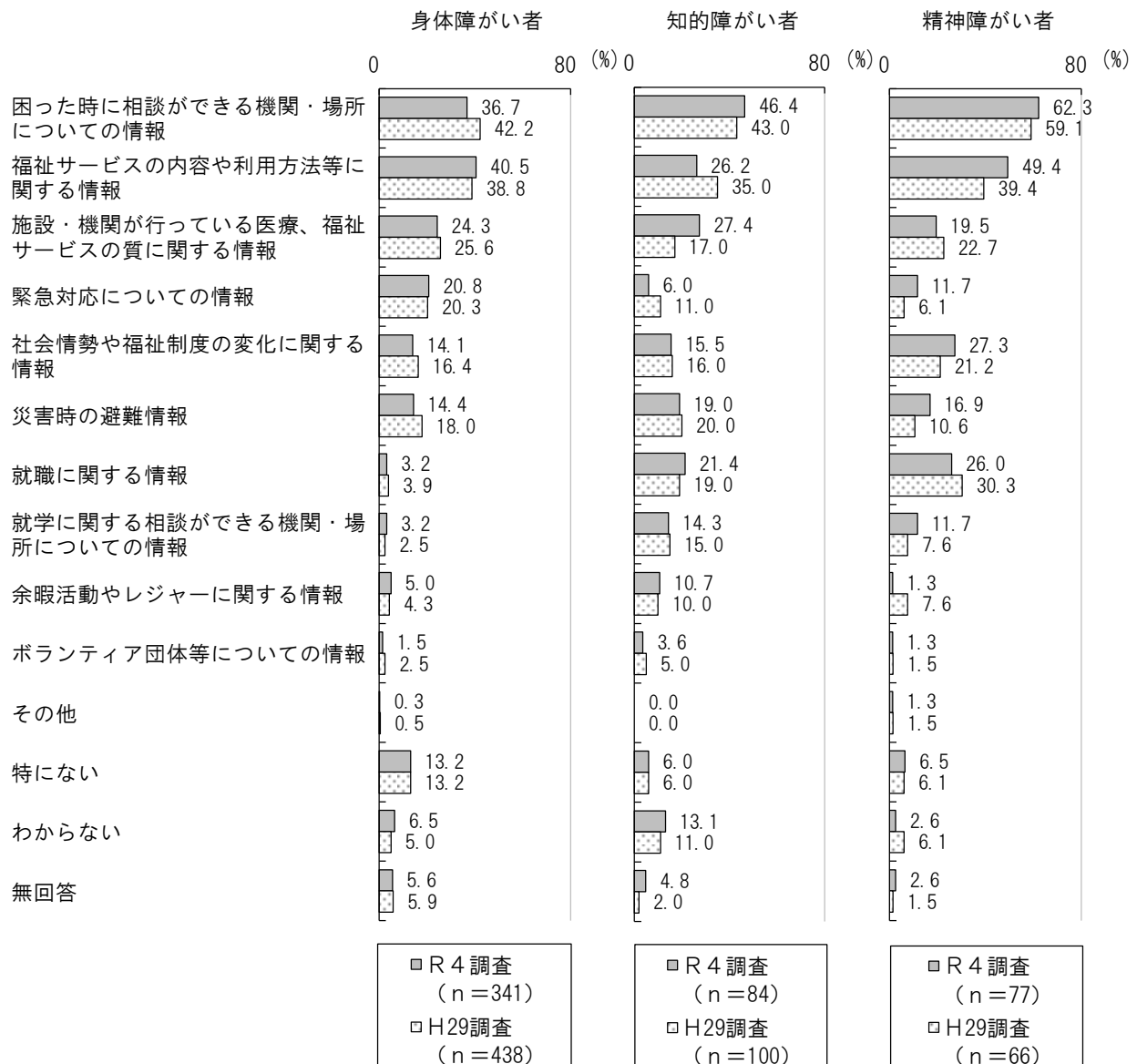
※0.0%非表示



今後充実してほしい情報は、身体障がい者は「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」、知的障がい者と精神障がい者は「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が最も多くなっています。また、精神障がい者は「社会情勢や福祉制度の変化に関する情報」が他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は「施設・機関が行っている医療、福祉サービスの質に関する情報」、精神障がい者は「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」がそれぞれ10ポイント以上増加しています。

【図表】今後充実してほしい情報（※複数回答可）



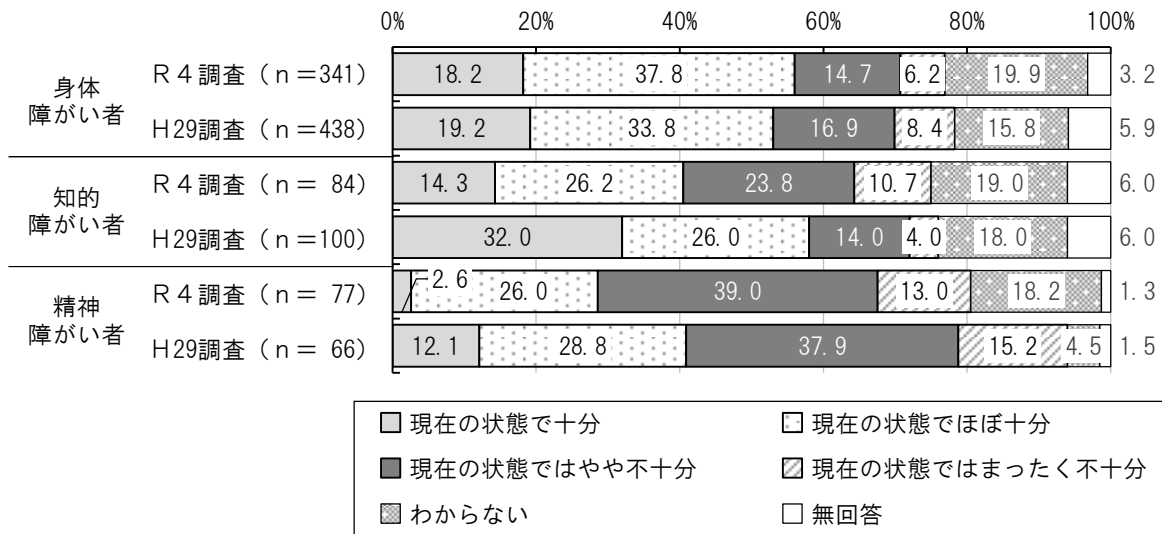
⑦悩み事に対する相談について

困った時の相談体制が十分であるかについては、『十分』は、身体障がい者が56.0%、知的障がい者が40.5%、精神障がい者が28.6%となっています。

一方、『不十分』は、身体障がい者が20.8%、知的障がい者が34.5%、精神障がい者が51.9%となっています。

前回調査との比較では、『十分』は知的障がい者が17.5ポイント、精神障がい者が12.3ポイント減少しています。

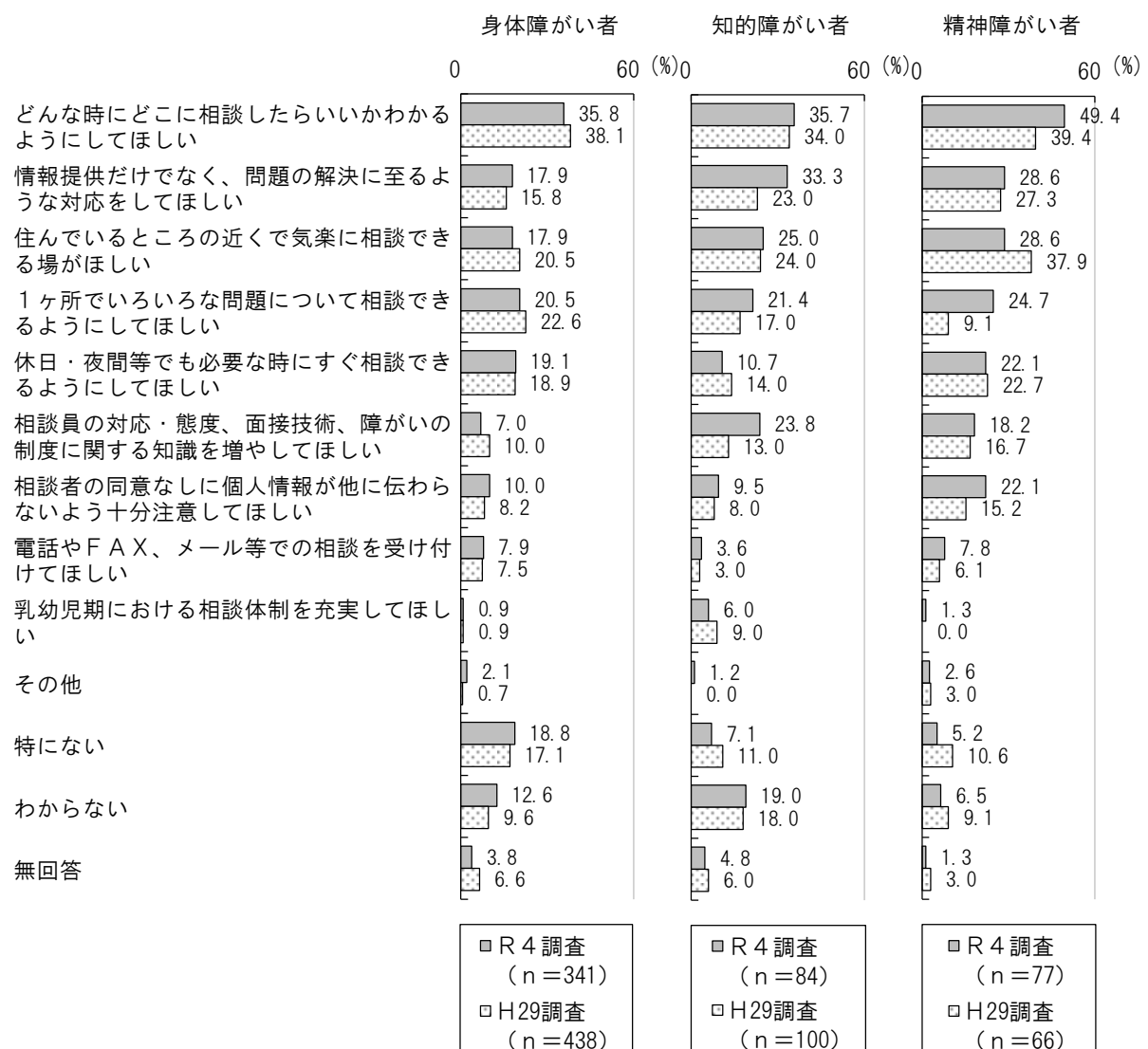
【図表】困った時の相談体制が十分であるか



福祉や生活に関する相談体制として足りないと思うことは、いずれの障がい種別も「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も多くなっています。また、精神障がい者は「相談者の同意なしに個人情報が他に伝わらないよう十分注意してほしい」が他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」「相談員の対応・態度、面接技術、障がいの制度に関する知識を増やしてほしい」、精神障がい者は「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が増加しています。

【図表】福祉や生活に関する相談体制として足りないと思うこと（※複数回答可）



⑧災害時の避難・対策について

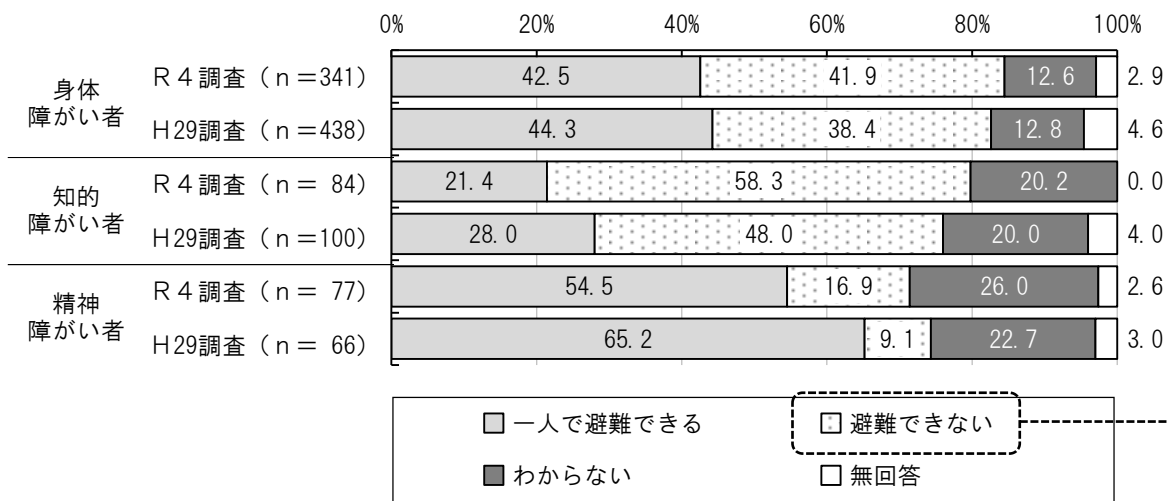
火事や地震等の災害発生時、一人で避難できるかについては、身体障がい者と精神障がい者は「一人で避難できる」、知的障がい者は「避難できない」が最も多くなっています。

前回調査との比較では、「一人で避難できる」が知的障がい者は6.6ポイント、精神障がい者は10.7ポイント減少しています。

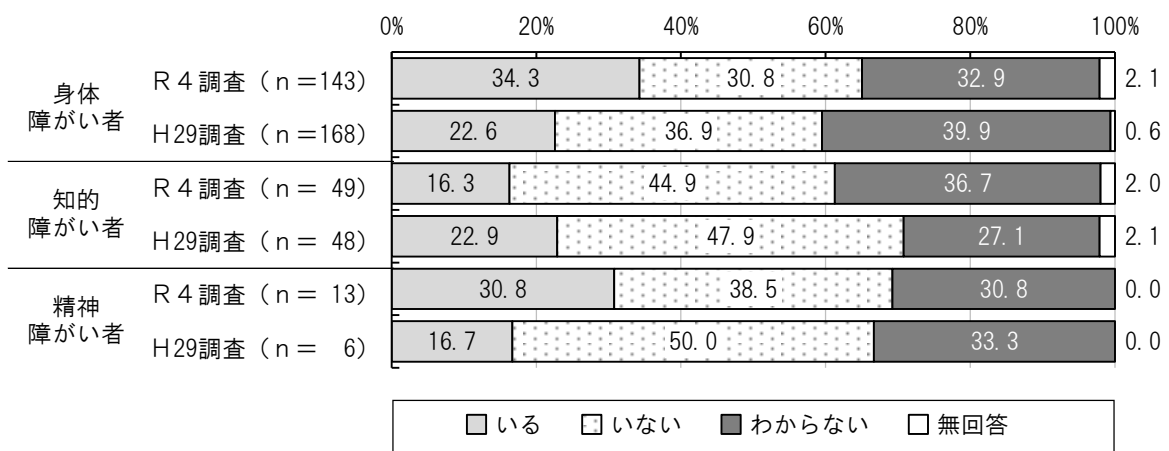
また、一人で「避難できない」と回答した人に、介助者等の不在時に災害が発生した時、近所に助けてくれる方がいるか尋ねたところ、身体障がい者は「いる」、知的障がい者と精神障がい者は「いない」が最も多くなっています。

前回調査との比較では、身体障がい者は「いる」が11.7ポイント減少しています。

【図表】火事や地震等の災害発生時、一人で避難できるか



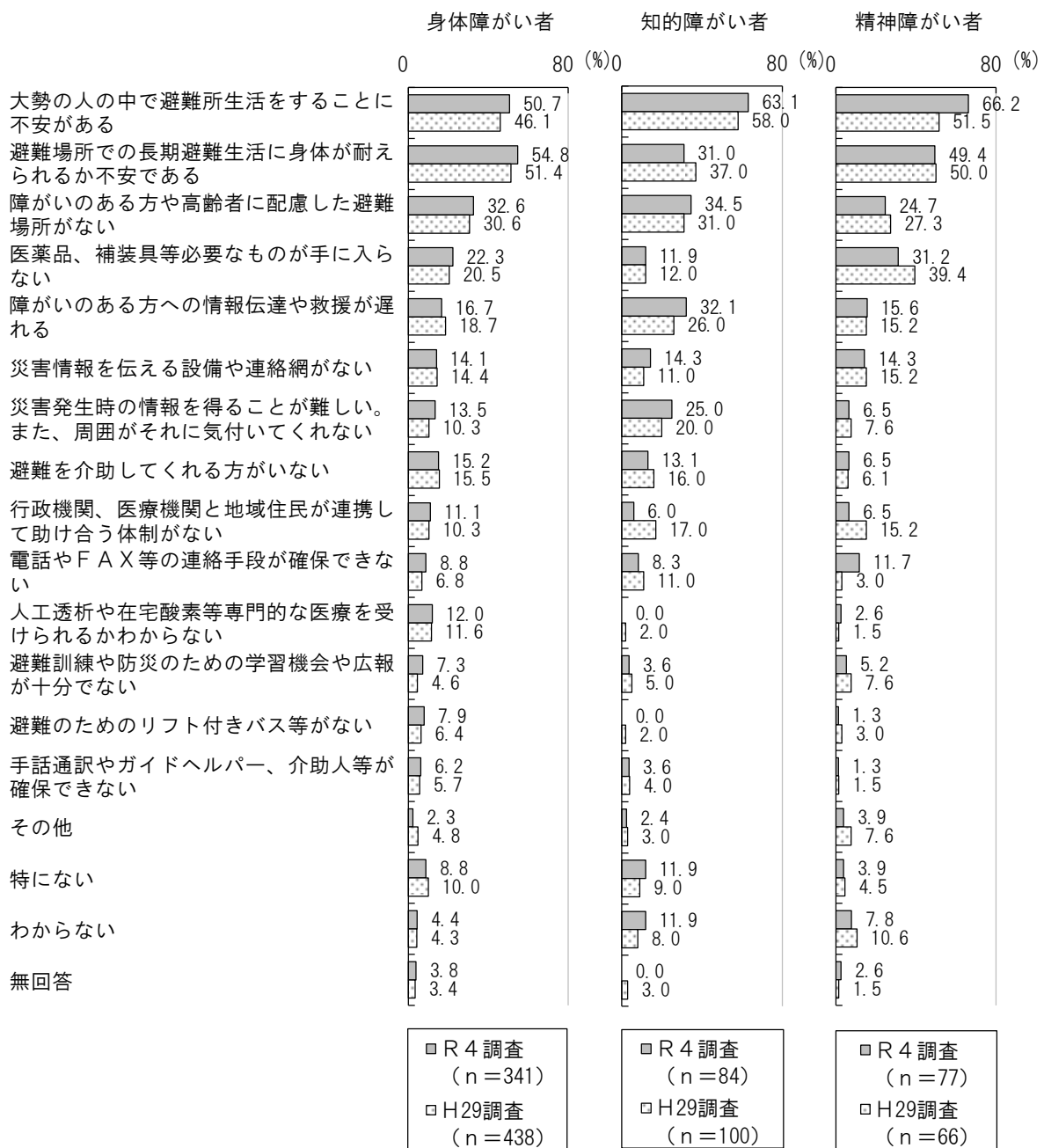
【図表】介助者等の不在時に災害が発生した時、近所に助けてくれる方はいるか



災害発生時に不安に思うことは、身体障がい者は「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が54.8%、知的障がい者と精神障がい者は「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」が6割以上を占めて最も多くなっています。また、知的障がい者は「障がいのある方への情報伝達や救援が遅れる」「災害発生時の情報を得ることが難しい。また、周囲がそれに気付いてくれない」が他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者と精神障がい者は「行政機関、医療機関と地域住民が連携して助け合う体制がない」が約9ポイント減少しています。また、精神障がい者は「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」が14.7ポイント増加しています。

【図表】災害発生時に不安に思うこと（※複数回答可）

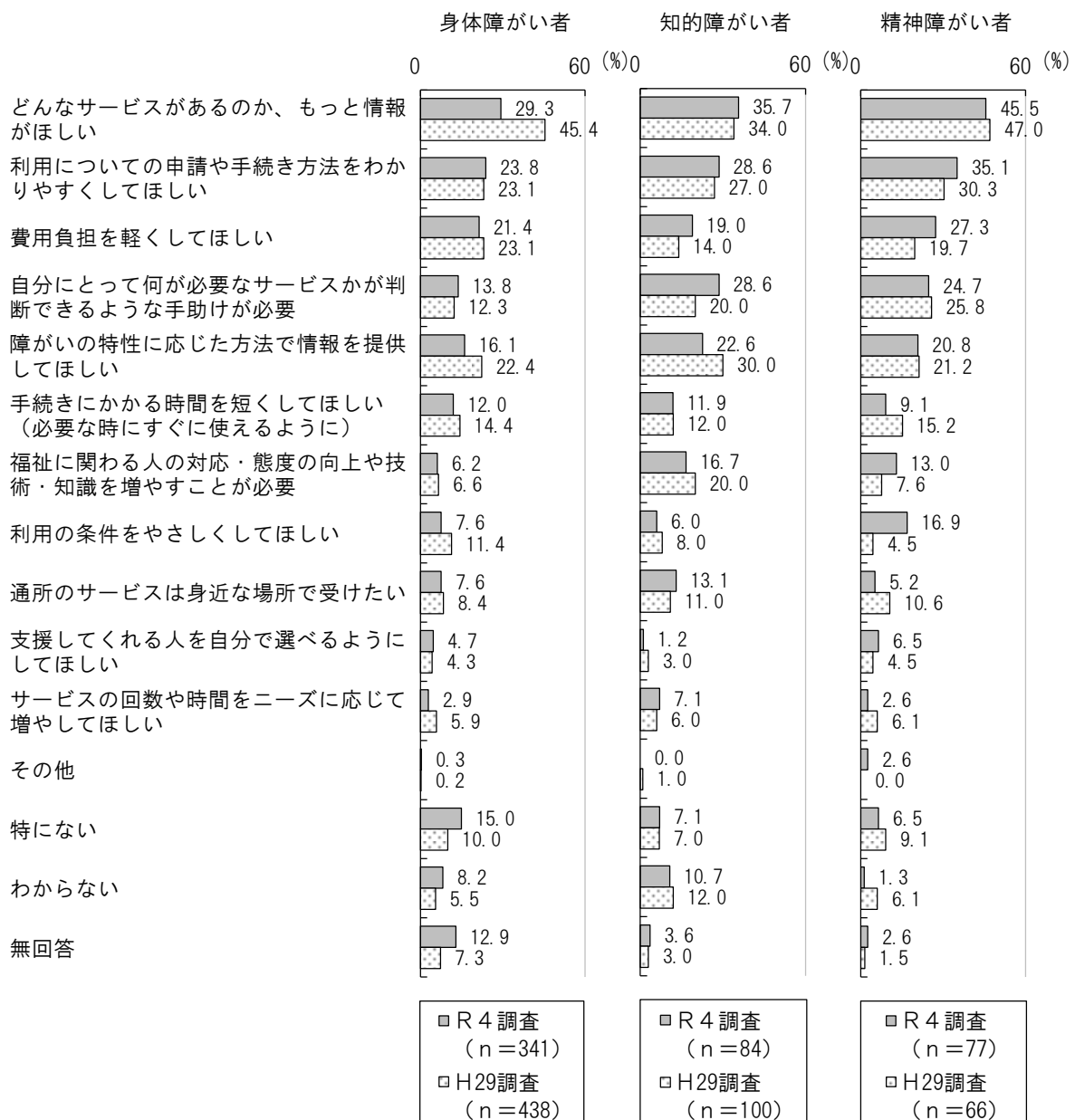


⑨障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することは、いずれの障がい種別も「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も多くなっています。

前回調査との比較では、身体障がい者は「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が16.1ポイント減少しています。知的障がい者は「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」が8.6ポイント増加、精神障がい者は「利用の条件をやさしくしてほしい」が12.4ポイント増加しています。

【図表】障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること（※複数回答可）

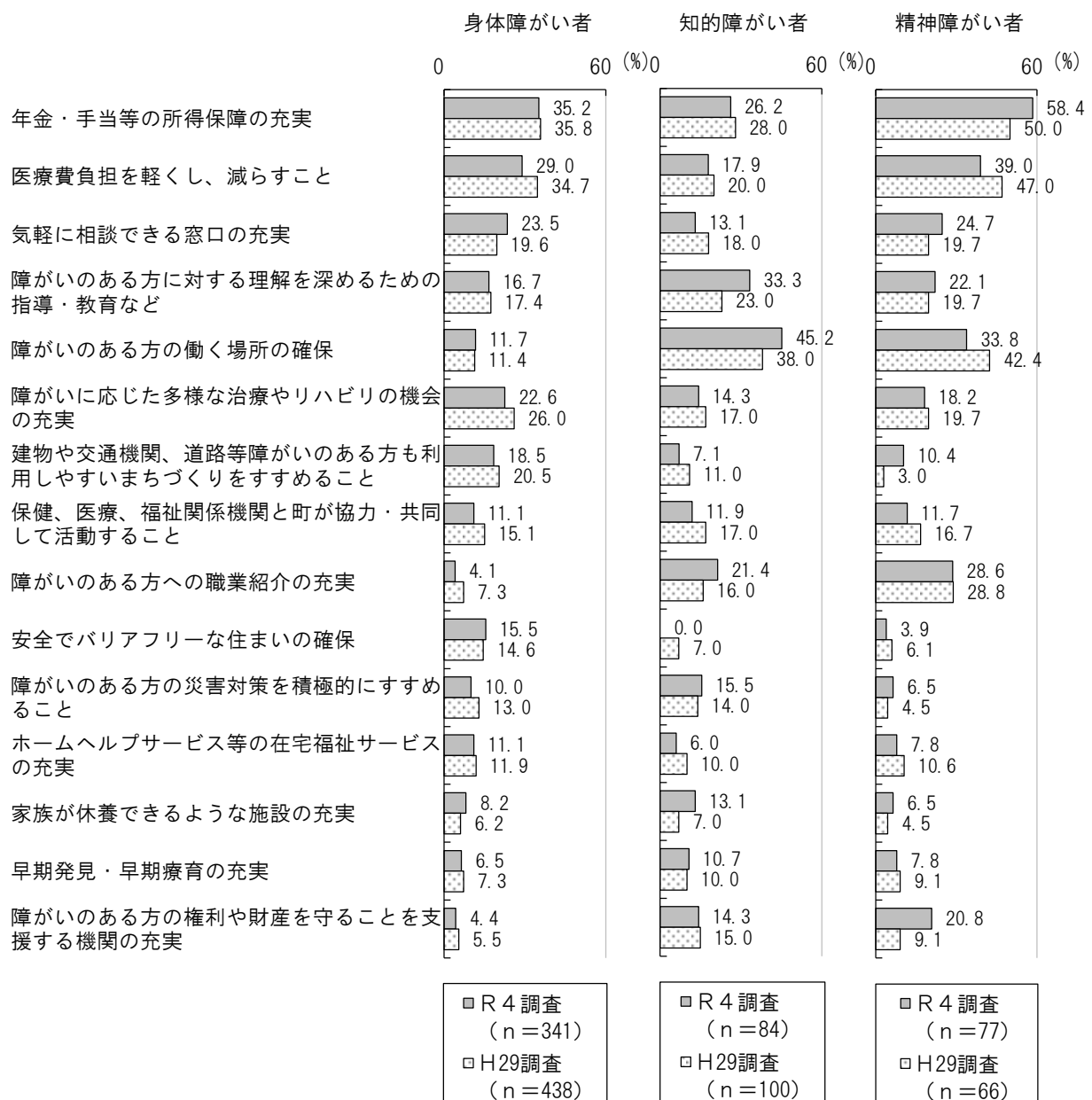


⑩その他のことについて

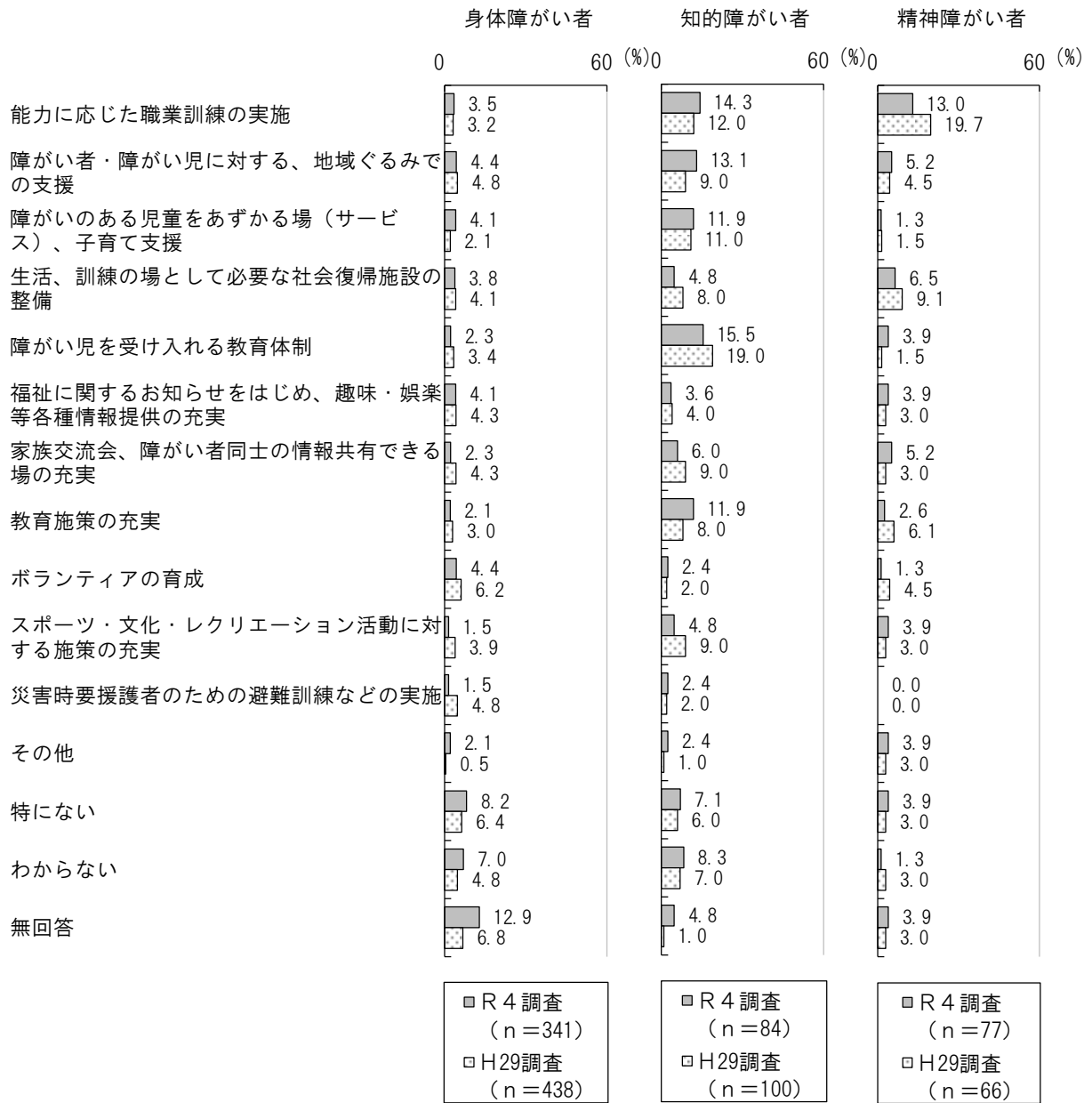
町の障がい福祉分野において力を入れてほしいことは、身体障がい者と精神障がい者は「年金・手当等の所得保障の充実」、知的障がい者は「障がいのある方の働く場所の確保」が最も多くなっています。また、身体障がい者は「安全でバリアフリーな住まいの確保」、知的障がい者は「障がいのある方に対する理解を深めるための指導・教育など」「障がい児を受け入れる教育体制」、精神障がい者は「医療費負担を軽くし、減らすこと」が他の種別に比べて多くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は「障がいのある方に対する理解を深めるための指導・教育など」、精神障がい者は「障がいのある方の権利や財産を守ることを支援する機関の充実」がそれぞれ10ポイント以上増加しています。

【図表】町の障がい福祉分野において力を入れてほしいこと①（※複数回答可）



【図表】町の障がい福祉分野において力を入れてほしいこと②（※複数回答可）



(3) アンケート調査結果からみえる課題

アンケート調査の結果から課題をまとめると、以下のとおりとなります。

◆相談支援体制について

困った時の相談支援体制について十分と考えている人は、知的障がい者と精神障がい者において前回調査から大きく下回りました。また、相談体制に不足していることとして、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」、「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」といった意見が多いことから、相談先のわかりやすい周知と相談しやすい環境づくりが求められていることがわかります。さらには、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」という対応面での向上を求める声も高まっています。

◆権利擁護のための体制について

障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することとして、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「自分にとって何が必要なサービスか判断できるような手助けが必要」といった意見が多く挙がっており、本来持っている権利や使えるはずの制度が活用できていないといった事態が起こらないような支援が必要です。また、障がい福祉分野で力を入れてほしいこととして、「障がいのある方の権利や財産を守ることを支援する機関の充実」との回答が精神障がい者に多くみられ、前回調査の2倍以上となっていることから、判断能力が十分でない場合でも、障がいのある人の権利や財産が守られ、地域で安心して生活ができるような体制を整えていくことが必要となります。

◆雇用、就労支援について

障がいのある人が働きやすくなるために必要なこととして、いずれの障がい種別も「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」といった周囲の理解を求める意見が最も多く挙げられています。その中でも、特に精神障がい者においては「勤務時間や日数を短くする」、「自宅で仕事ができるようにする」といったような、ケースに応じた勤務形態による働きやすさが重視されています。また、町の障がい福祉分野において力をいれてほしいことについても、「障がいのある方の働く場所の確保」、「障がいのある方への職業紹介の充実」といったことが、特に知的障がい者・精神障がい者で多くみられることから、障がいや能力に合わせた支援が必要となっています。

◆災害時の避難・対策について

災害発生時の避難などについては、「一人で避難できる」と回答した方が身体障がい者は約4割、精神障がい者は約半数を超えているのに対し、知的障がい者は約2割にとどまっています。さらに、どの障がい種別でも「一人で避難できる」が前回調査よりも減少しています。また、災害時に介助者等が不在の場合、近所に助けてくれる人がいるかどうかについては、いずれの障がい種別も「いない」が約3～4割以上を占めています。このように、災害時・緊急時における避難や対策については、「一人で避難できる」という方もいるものの、介助者不在時に、避難するために近所の方を頼れる方がやや少ないことがわかります。障がいのある人が安心して避難できる体制の確保・充実や、災害時に有効活用できるよう、地域において障がいのある人に関する情報を共有できる取組を充実させていくことが重要です。

◆障がいのある人に対する理解について

障がいのある人への差別、偏見、虐待の有無については、身体障がい者は「ない」が「ある」を上回っています。一方、「ある」は知的障がい者が約4割、精神障がい者が約6割を占め、前回調査よりもやや増加しています。また、障がい福祉分野で力を入れてほしいことについては、知的障がい者において「障がいのある方に対する理解を深めるための指導・教育」が約3割と、身体障がい者・精神障がい者と比較し10.0ポイント以上上回っており、知的障がいと精神障がいに対する差別や偏見・虐待などが比較的多く残っていることがわかります。このような差別や偏見等をなくし、障がい特性や障がいのある人に対する理解を深めていくための取組が必要となっています。

5. ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況

(1) 調査概要

- 調査目的:計画策定にあたり、障がいのある人やその家族で構成される団体及び相談支援事業所を対象とし、障がいのある人が必要としている支援や他の主体との連携、各障がい福祉施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてヒアリング調査を実施しました。
- 調査対象:長泉町にて活動している障がい者団体(サークル)3団体、事業を実施している相談支援事業所3団体
- 調査期間:令和5年9月15日~9月27日
- 調査方法:郵送にてヒアリングシートを送付、記入後に事務局によるヒアリングを実施
- 調査内容:

- 団体の活動や相談支援事業の運営における課題
- 障がいのある人やその家族から受けている相談や苦情
- 福祉施設入所者の地域生活移行における課題
- 福祉施設から一般就労への移行における課題
- 団体の活動・相談支援事業において実践している、他の主体と連携した活動・取組
- 今後希望する、他の主体との連携した取組
- 障がいのある人に関する各分野についての意見
 - ①差別解消・虐待防止・権利擁護
 - ②障がいへの理解と交流
 - ③生活環境の整備
 - ④相談支援体制・情報提供
 - ⑤町で提供している障がい福祉サービス
 - ⑥障がいのある人の住宅の確保
 - ⑦保健・医療
 - ⑧教育・保育
 - ⑨雇用・就労
 - ⑩生涯学習活動
 - ⑪長泉町の障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について
- その他長泉町の障がい福祉施策全般への意見

(2) ヒアリング調査結果

<p>団体の活動や相談支援事業の運営における課題</p>
<p>●活動を行う上での問題点 主に、会員や相談支援専門員の確保が問題となっています。また、活動に伴う移動手段が支障となり、思うように活動が行えない場合があります。</p>
<p>障がいのある人やその家族から受けている相談や苦情</p>
<p>●サービスの強化 施設の空き不足により利用者の受け入れが行われないことや、サービスの質の向上、職員の質の向上などを中心とした相談が寄せられています。また、同行援護や自立支援医療更新時の助成など、障がいのある人の負担を取り除くサービスが求められています。</p>
<p>福祉施設入所者の地域生活移行における課題</p>
<p>●地域生活移行に向けた支援の強化 ホームヘルパーの人材不足により、高度障がい者の地域生活移行が課題となっています。また、その人がその人らしく生活できるよう、グループホームのさらなる充実や、地域生活移行における支援の拡充が重要と考えられます。</p>
<p>福祉施設から一般就労への移行における課題</p>
<p>●就労支援の強化 企業の受け入れ状況についての情報が少なく、本人が必要とする企業情報の入手が困難であることが課題となっています。障がい者雇用を支援するジョブコーチのさらなる周知や、地域と密着した就労移行支援等が求められています。</p>
<p>団体の活動・相談支援事業において実践している、他の主体と連携した活動・取組</p>
<p>●他組織と協力・連携の有無 I 団体が、他組織と研修やレクリエーション活動をしています。</p>
<p>今後希望する、他の主体との連携した取組</p>
<p>●他組織と協力・連携の必要性 現在の活動を維持し、今後の活動につなげるために、成功事例の共有や、ヘルパーの育成、人材発掘を中心に、3団体が他組織と協力・連携を必要としています。</p>
<p>障がいのある人に関する各分野についての意見</p>
<p>①差別解消・虐待防止・権利擁護 障がいのある人を抱える保護者に対して、研修が必要とされています。定期的な研修を行うことにより虐待防止につながると考えられます。また、放課後児童会での障がいのある子どもの受け入れなど、障がいに対する意識づけとして普通級と支援級の関わりも求められています。</p>

<p>②障がいへの理解と交流</p> <p>障がいのある人の地域社会への参加において、継続的な啓発や、事業所で制作した作品を通じた交流などにより、障がいへの理解を広めることが必要とされています。</p>
<p>③生活環境の整備</p> <p>通所のための移動支援や、公共交通機関のさらなる充実が求められています。また、歩行空間のバリアフリー整備も重要と考えられます。</p>
<p>④相談支援体制・情報提供</p> <p>音声やイラストを使った情報提供の充実が求められています。また、各分野に特化した相談事業所の確保や、交通アクセスに優れたグループホームの確保など、支援体制の強化が必要とされています。</p>
<p>⑤町内で提供している障がい福祉サービス</p> <p>主に、事業所やヘルパーの不足が問題とされています。障がい福祉サービスの充実に向けて、事業所の設置が求められます。また、ケアマネジャーの質の向上はサービスの充実につながると考えられます。</p> <p>同行援護については、対象者や利用時間の拡大が求められています。</p>
<p>⑥障がいのある人の住宅の確保</p> <p>障がいのある人の住宅の確保のために、提供者の障がいに対する理解を広めることが重要と考えられます。また、在宅でも安心して生活ができるよう、災害時に備えた補助金の充実が求められています。</p>
<p>⑦保健・医療</p> <p>重度知的障がいの利用者が受診できる医療機関や、小児科の拡充など、障がいに対する医療体制の強化が必要とされています。</p>
<p>⑧教育・保育</p> <p>支援学校との連携が重要と考えられます。訪問支援の継続的实施や早期療育を進めることにより、障がいのある子どもの支援を強化することが求められています。</p>
<p>⑨雇用・就労</p> <p>障がい者雇用を進めるために、企業への設備投資支援や募集情報の連携強化等が求められています。</p>
<p>⑩生涯学習活動</p> <p>余暇活動情報を共有する機会の確保や、事業所で制作した作品を展示する場を設けることで、障がいのある人のよりよい社会活動につながると考えられます。</p>
<p>⑪長泉町の障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画について</p> <p>ヘルパーの人材確保や、障がい者支援に関する情報の一元化など、障がいのある人に対する取組だけでなく、障がいのある人に対する理解や災害時における障がいのある人の避難の周知など、障がいのある人を取り巻く環境に対する取組も求められています。</p>
<p>その他長泉町の障がい福祉施策全般への意見</p>
<p>●支援</p> <p>・福祉施設職員の賃金の見直しが求められています。</p>

第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

わが国の障がいのある人への様々な取組は、「障害者基本法」に基づき、“地域社会における共生等”、“差別の禁止”、“国際的協調”の3つの基本原則のもとに推進されています。

また、静岡県が定める「第5次静岡県障害者計画」では、これら3つの基本原則を踏まえ、“共生する社会の実現”、“その人らしい自立生活を送ることができる社会の実現”、“安心・安全に暮らすことのできる社会の実現”を基本理念としています。

これらを踏まえ、「長泉町第5次障がい者計画」では、障がいの有無に関わらずすべての人が、互いに尊重し支え合い共生する共生社会の実現を目指して“自ら、地域から、社会からみんなで進める共生社会”を基本理念とし、障がい福祉施策の推進に努めてきました。

本町では、本計画の上位計画として位置づけられる「第5次長泉町総合計画」を令和2年度に策定しました。この計画では、すべての町民が住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らし続けられるよう、住民の自主性や主体性を尊重するとともに、地域で支え合う体制を構築し、誰もが健康長寿で自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指して、“いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ”を健康福祉分野の目標に掲げています。

本計画は、その他の健康福祉分野の計画及び関連分野の計画と整合を図りながら、連携して一体的に推進することが必要であるとともに、健康福祉分野の目標は障がい福祉の推進に係る要素も包含していることを考慮して、本計画の基本理念においても、この健康福祉分野の目標を継承することとします。

基本理念

**いきいきとした暮らしを支える
優しい ながいずみ**

2. 施策の体系

基本理念

いきいきとした暮らしを支える
優しいながいずみ

基本目標

基本目標1
共に生きることを
理解し支え合う
【理解・共生】

基本目標2
自分らしく地域で
自立した生活を
送る
【生活支援】

基本目標3
障がいのある
子どもの健やかな
成長を支える
【育成・療育】

基本目標4
一人ひとりが
地域社会で
活躍する
【雇用・社会参加】

施策の展開

- (1) 差別の解消と合理的配慮の推進
- (2) 地域における福祉活動・交流の推進
- (3) 安心して暮らせる環境づくりの推進

- (1) 地域生活を支える体制づくりの推進
- (2) 居住の場の整備
- (3) 医療・保健の充実

- (1) 障がいのある子どもへの支援体制の整備
- (2) 保育・療育の充実

- (1) 雇用促進、就労支援の推進
- (2) 社会参加の推進

第4章

基本計画

基本目標1 共に生きることを理解し支え合う【理解・共生】

(1) 差別の解消と合理的配慮の推進

令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」において、令和6年4月1日より事業者による不当な差別的取り扱いに加え、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が義務化されました。こうした現状から、障がいのある人もない人も、すべての住民がお互いを尊重し合い、支え合う地域づくりが一層求められています。障がいを理由とする差別を解消し、誰もが安心して暮らせるまちを創出するため、障がいに対する理解が深まるよう各種啓発活動を充実していくとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に係る取組や虐待防止などの保護に関する取組を充実させます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○長泉町社会福祉協議会と連携し、「権利擁護人材の養成研修事業」「権利擁護人材の資質向上のための支援体制構築事業」等を通して市民後見人の育成を実施しています。 ○障がい者虐待の防止に向けた実態調査を実施し、現状把握に努めています。 ○障がいに関する理解を深めるため、各種イベント等での啓発活動や、民生委員や関係団体に対する出前講座を実施しています。
今後に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○親族との関係の希薄化や単身世帯・高齢者のみ世帯・障がいのある人がいる世帯の増加により、成年後見制度の利用対象者は増加が見込まれていることから、制度を円滑に運用するための体制整備・人材育成が求められています。 ○障がいに対する理解と認識を深めるための取組を進めてきましたが、まだ十分な理解が得られているとはいえない現状があります。また、啓発に係るイベントへの参加者の固定化もみられることから、より多くの住民が関わることのできる啓発のあり方を検討することが必要です。

①権利擁護のための体制づくり

障がいなどにより判断能力が低下した人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度や長泉町社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する制度・サービスを提供します。

【主要な取組】

成年後見制度の利用促進	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
判断能力が十分ではない人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進を進めます。また、権利擁護人材の養成研修事業等を通して、成年後見制度を支える市民後見人の育成を推進します。加えて、法人後見の活動を支援します。	
日常生活自立支援事業	担当課：社会福祉協議会
日常生活を営む上で必要な福祉サービス等の利用について、知的障がい・精神障がいや認知症などにより自らの判断で適切に利用することが難しい人に対し、福祉サービスの利用援助を基本サービスとし、日常的な金銭管理等の支援を行います。	
中核機関の設置	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
判断能力が十分でない人や将来の判断能力の低下に不安を抱く人のために財産管理や福祉サービス等の権利擁護支援を行います。	

②虐待防止、保護・支援体制の構築

障がいのある人や子どもの虐待に関する通報や一時保護などに対応するための体制整備に努めるとともに、障がい者虐待防止に向けた周知・啓発に努めます。

【主要な取組】

要保護児童対策地域協議会	担当課：こども未来課
要保護児童の障がいの有無に関わらず、「児童福祉法」に基づいて関係機関と連携しながら、情報共有や支援策の検討を行い適切な保護を図ります。また、本町の子ども・子育て総合相談窓口において児童虐待の早期発見や情報提供・支援に努めます。	
障がい者虐待防止	担当課：福祉保険課
障がい者虐待の防止を図るため、町内の事業所、保護者や養護者等に向けた研修等を通して周知・啓発を図ります。また、障がいのある人の虐待に関する通報を受けた際には、適切な調査・対応を行います。	

③障がいに対する理解の促進

障がいについての理解や差別解消等について広く啓発し、障がいのある人もない人もお互いに尊重し合う意識の醸成を図ります。

【主要な取組】

障がい者差別解消、合理的配慮の推進	担当課：福祉保険課
<p>地域において、障がい者差別の解消や合理的配慮について啓発活動を行い、障がいのある人に対する差別のない地域づくりを推進します。</p>	
障がいへの理解と啓発	担当課：福祉保険課
<p>住民全体の障がいに対する理解を促進するため、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携しながら、障害者週間（12月3日～12月9日）等の行事において作品の展示や製品の販売・展示、啓発活動を行います。</p> <p>また、啓発活動の実施において、住民や学生・ボランティア等との協働による実施を図ります。</p>	
ヘルプマーク・ヘルプカードの周知・配布	担当課：福祉保険課
<p>配慮・支援を必要としていることを周囲の人に知らせるヘルプマーク・ヘルプカードを配布し、普及に取り組むとともに、町ホームページや広報紙、イベント等を通してヘルプマーク・ヘルプカードの周知を図ります。</p>	

(2) 地域における福祉活動・交流の推進

障がいのある人が地域において自立した生活を送るには、障がいのある人と地域の人とが相互に交流する機会を通して、障がいのある人の地域社会への参加を促進することが重要になります。そのためには地域における福祉活動を充実させ、障がいのある人の暮らしを多方面から支えることが必要です。長泉町社会福祉協議会や関係団体、事業所等と連携しながら、障がいのある人のみに関わらず本町全体の地域福祉活動を推進していくとともに、障がいのある人と住民とが交流する機会の提供を通して、地域全体における福祉意識の醸成を図っていきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアを養成する各種講座の開催を通して、地域福祉を担う人材の育成を図っています。また、地域で活動する障がい者団体の活動について、活動の周知を通して支援しています。 ○地域のサロン活動等を活用した障がいのある人と住民との交流機会の充実に努めています。
<p>今後に向けての課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人材育成に係る講座や、地域における交流の場は中止や実施形態の変更を余儀なくされたことから、実施内容に向けて改めて見直すことが求められています。 ○地域におけるサロン活動は高齢者や障がいのある人による参加が多いことから、感染症対策において課題を抱えています。また、地域におけるサロンは自発的な交流を主としているため、自発的な参加が難しい障がい者の地域におけるつながり・交流を維持・強化する方法が課題となっています。

①地域福祉活動の推進

障がいのある人の地域における生活を支えるため、福祉に従事する人材やボランティア活動を行う人材の確保・育成に努めるとともに、地域で活動する障がい者団体への支援を充実させます。また、地域住民全体において福祉への関心を高め、相互理解が深まるよう、福祉教育を推進します。

【主要な取組】

<p>ボランティアの育成</p>	<p>担当課：社会福祉協議会</p>
<p>障がい者支援を担うボランティアの発掘・育成を図るため、ボランティア養成講座を開催するとともに、周知を通してボランティア活動への住民による理解促進を図ります。また、手話奉仕員養成講座を開催します。</p>	

障がい者福祉に関わる人材の確保・育成	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
障がいのある人の暮らしを支える社会福祉士や保健師・介護福祉士をはじめとする福祉人材の確保・育成に係る取組を推進します。	
人権教育・福祉教育の推進	担当課：福祉保険課・行政課
障がい者差別のない社会の実現に向けて、他人を思いやり尊重するこころの育成を目指す人権教育を、関係団体との連携のもと取り組みます。 また、学校教育における福祉施設訪問やボランティア活動体験、福祉について扱う「ふれあい出前講座」の開催などを通して福祉教育の機会の充実に努めます。	
障がい者団体の支援	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
地域で活動する障がい者団体を支援するため、障がい者団体による活動について広く周知し、住民による理解促進を図ります。また、役場窓口における障害者手帳等交付時に障がい者団体への加入促進に向けた情報提供を行います。	

②交流の機会と場の充実

障がいのある人の地域における社会参加を促進するため、障がいのある人と住民とが交流する機会を提供します。

【主要な取組】

交流の場の確保	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
地域住民同士の交流の促進に向け、障がいの有無や年齢に関わらず、誰でも気軽に立ち寄ることのできる地域主体のサロン活動等を活用して、交流の場の確保・充実に努めます。 また、本町の福社会館について、障がいのある人とない人の交流の場や地域の居場所としての活用を推進します。	
地域福祉コミュニティの推進	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
小地域福祉活動や福祉健康まつりなどの身近な地域における福祉活動や事業を推進し、地域で交流できる機会を充実させるとともに、福祉活動に従事する団体への支援を行います。	

(3) 安心して暮らせる環境づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域で気軽に外出し、社会活動を営むためには、外出時において支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くことが重要です。そのため、障がいの有無や年齢、性別に関わらず誰でも利用可能なものとなるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの考え方に基づいて、建築物や公共施設、道路（歩道）等の整備・改善に取り組むことが必要です。

また、犯罪被害・交通事故等の脅威に対する対策についても、障がいのある人の立場・状況に基づいて推進していくことが重要です。特に防災においては、障がいのある人は避難等において支援を必要とする「要配慮者」として位置づけられることから配慮が必要です。平常時から、障がいのある人の避難行動・避難生活について対策を講じ訓練等を実施することで、災害発生時に障がいのある人の身を守ることのできる体制を整備することが求められます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の公共施設は、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮し、道路の段差解消や昇降機の設置、ゆずりあい駐車場の整備等に取り組んでいます。 ○広報紙等の発行物において、ユニバーサルデザインに配慮したデザインでの紙面作成や情報の掲示等に取り組んでいます。 ○地域で実施される防災訓練について、要配慮者がいることを想定した内容としています。また、関係主体と連携しながら、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。 ○犯罪被害や交通事故に遭うことのないよう、防止に向けた情報発信に努めています。
<p>今後に向けての課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の段差解消や昇降機の設置がまだ完了していない公共施設等については、引き続き整備を進める必要があります。 ○町内で実施している防災訓練については、実施主体によって内容の熟練度や充実度に差異がみられることから、どの地域においても十分な内容の訓練を行うことができるよう対策を講じる必要があります。 ○災害発生時に、障がいのある人をはじめとする要配慮者の生活を支援する人材の確保が課題となっています。

①ユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

障がいの有無や年齢、性別に関わらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境を目指したユニバーサルデザインの考え方、障がいのある人や高齢者にとっての生活の支障を取り除くバリアフリーの考え方に基づき、安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。

【主要な取組】

ユニバーサルデザインの普及	担当課：全課
<p>障がいの有無や年齢、性別に関わらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を普及していくとともに、町内における施設整備や発行物等の編集における導入を推進していきます。</p> <p>また、「静岡県福祉のまちづくり条例」の考えに基づいて、福祉のまちづくりに関する普及・定着を図ります。</p>	
ゆずりあい駐車場の普及啓発	担当課：福祉保険課
<p>静岡県が交付するゆずりあい駐車場利用証の掲示などにより、障がい者用駐車スペースの正しい利用方法を広く周知します。また、設置状況について現状把握を行った上で、障がい者用駐車スペースを設置していない施設・建築物に対し設置を働きかけます。</p>	
建築物等の整備	担当課：企画財政課・建設計画課・工事管理課
<p>建築物や道路・公園等の新設においては、規模や利用者等を把握した上で、設計段階からユニバーサルデザイン・バリアフリーの考え方を盛り込み、障がいの有無に関わらず誰にとっても安全で利用しやすい施設整備に努めます。また、既存施設を改修する際には、老朽化対策と併せて、利便性の高いものとなるよう改善に努めます。</p>	

②防犯、防災、交通安全体制の充実

災害発生時において、要配慮者となる障がい者の避難行動が円滑なものとなるよう、平常時における訓練・準備を充実させます。また、障がいの有無に関わらず誰もが犯罪被害や交通事故に遭うことのないよう、防犯や交通安全に係る取組を推進します。

【主要な取組】

防災訓練の実施	担当課：地域防災課
<p>各区の自主防災会によって実施される安否確認訓練の運営を支援するとともに、防災訓練の内容がどの地域においても充実したものとなるよう改善策を検討していきます。</p> <p>また、障がいのある人による訓練への参加を促進するとともに、障がいのある人を対象とした防災に関する講話・啓発活動等を実施します。</p>	
避難行動要支援者台帳の活用	担当課：福祉保険課
<p>地域において災害発生時に自ら避難することが困難な住民について、避難行動要支援者台帳を作成し、各区の自治会長、自主防災会長、民生委員等と共有し活用することにより、地域における要配慮者の避難支援体制の整備・充実を図ります。また、それぞれの要配慮者の「個別避難計画」の作成を、関係機関や地域住民、要配慮者本人とともに進めます。</p> <p>支援を必要とする人に対しては、避難行動要支援者登録制度についての案内を行い、登録を推進します。</p>	
福祉避難所等の訓練の実施	担当課：福祉保険課
<p>防災訓練の実施時に、障がいのある人や要配慮者などが利用する福祉避難所の開設・運営訓練の実施を行うとともに、町内の福祉避難所の拡充を図ります。</p>	
緊急情報提供の充実	担当課：福祉保険課
<p>町内で発生した災害や不審者等の緊急情報を、所有している携帯電話やスマートフォン、パソコン等へメールで配信する情報発信サービスについて、障がいのある人に周知し、利用を促進します。</p>	
消費者被害の防止	担当課：くらし環境課
<p>障がいの有無に関わらず、住民が消費者被害に遭わないよう、町内で発生している特殊詐欺や訪問販売等に関する情報発信を町ホームページや広報紙等を用いて行います。</p> <p>また、消費生活相談員による消費生活相談業務を実施し、住民の消費生活に関するトラブルに対応します。</p>	

交通安全の啓発

担当課：地域防災課

交通安全のために必要な技能及び知識の習得に向けて、体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、障がいの程度に応じた交通安全教育を推進します。

防災用具購入費助成事業

担当課：福祉保険課

地震等の大規模災害に備え、人工呼吸器用非常用電源等の購入費の一部を助成するとともに、支援を必要とする人が助成を受けられるよう、事業についての周知に努めます。

基本目標2 自分らしく地域で自立した生活を送る【生活支援】

(1) 地域生活を支える体制づくりの推進

アンケート調査結果から、現在の住まいは、障がいの種別に関わらずほとんどの人が自宅で暮らしており、今後の暮らしにおいても家族と一緒に暮らしたい、独立して一人で暮らしたいという希望を持っていることがわかります。

本町では、障がいのある人が住み慣れた地域で希望通りの生活を送ることができるよう、入所施設を中心とした障がい福祉サービスの提供から、地域での生活を基本とした障がい福祉サービスの提供への移行を進めています。しかし、障がいのある人の地域での生活を支えるためには、適切な障がい福祉サービスの提供にとどまらない多方面における取組が不可欠です。

地域で暮らす障がいのある人一人ひとりの生活を支えるため、障がいのある人の生活上の悩みや課題を受け止め適切な支援へとつなぐことのできる相談支援体制の充実や、障がいのある人が地域で円滑なコミュニケーションをとり、必要としている情報を得ることのできる情報発信・提供体制の整備に取り組んでいきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、適切な障がい福祉サービスを確保し、基準となる要綱等に基づいた審査・決定を行っています。 ○令和5年度に、障がいのある人に対する相談支援体制において中核的機能を担う基幹相談支援センターの整備を行い、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間の連携強化を図っています。 ○精神障がいにより入院している人等の地域生活への移行に向け、相談支援事業所や医療機関、関係団体と連携した取組を推進しています。 ○要約筆記者派遣事業・手話通訳者派遣事業を実施し、障がいのある人のコミュニケーション支援を図っています。また、「広報ながいずみ」や「議会だより」、「生涯学習だより」などの町が発行している広報紙について、音声データ化したものの貸し出しを実施しています。
<p>今後に向けての課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業所に寄せられる相談内容は、障がいの重症化や複合化等により多岐に渡ることから、相談支援事業所間の連携強化・情報共有の一層の強化が求められます。 ○相談体制の強化・充実については、令和6年度より重層的支援体制整備事業を開始することを踏まえた取組とすることが求められます。 ○精神障がいのある人については、障がいの程度や生活力等によって対応が異なるため、支援方法の検討が難航する事例がみられることから、適切な相談支援と、必要な支援につなぐ体制整備が求められます。 ○要約筆記者や手話通訳者、広報紙の音声データ化については、担い手の育成が課題となっています。

①相談支援体制の充実

障がいのある人の生活課題やニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて適切な支援や障がい福祉サービス等の利用につなげることのできるよう、町内の相談支援体制の充実に努めます。また、アンケート調査結果において、福祉や生活に関する相談体制に対するニーズとして「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」という意見が最も多かったことを受けて、相談窓口についての周知に力を入れていきます。

悩みや相談を受け止め、継続的な支援を提供する体制を構築する重層的支援体制の取組を推進します。

【主要な取組】

基幹相談支援センターの設置	担当課：福祉保険課
町内の相談支援体制における中核となる基幹相談支援センターの機能強化に努めます。また、基幹相談支援センターの運営状況について、長泉町障がい者自立支援協議会等において検証を行います。	
相談支援事業所の機能強化	担当課：福祉保険課
町内の相談支援事業所の機能強化を図るため、長泉町障がい者自立支援協議会の相談支援部会において事例検討・情報共有を行い、相談支援事業所間の連携強化を図ります。	
相談支援体制の充実	担当課：福祉保険課
保健・医療・福祉等の各分野の関係機関が連携し、障がいの種別や年齢、生活状況などの人ひとりの特性に対応した支援を行うことができる相談支援体制を構築していきます。	
相談窓口の周知	担当課：福祉保険課・情報戦略室
町内の相談窓口について、基幹相談支援センターを中心に広報や町ホームページ、SNSなどを活用して障がいのある人やその家族、関係機関等に広く周知していきます。	
家庭相談支援員の設置	担当課：福祉保険課
保護者の経済的理由や児童の障がいを原因とする養育力低下など、養育環境に課題を抱える家庭に対し、家庭相談支援員が相談や訪問、関係機関へのつなぎ等による支援を行います。	
重層的支援体制の推進	担当課：福祉保険課
障がいの有無に関わらず、住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けたサービスを一体的かつ包括的に実施する「重層的支援体制」を推進します。	

ヤングケアラー支援の推進

担当課：こども未来課・教育推進課

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援を図るため、町内における実態把握と相談支援体制の構築に努めます。

②適切な障がい福祉サービスの確保

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活・社会活動を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、充実に努めます。

【主要な取組】

適切な障がい福祉サービスの提供

担当課：福祉保険課

障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した障がい福祉サービスの提供について、適正な運用と給付管理を行います。また、誰にとっても利用しやすいサービスとなるよう、サービスに関する制度の周知とニーズの把握に努めます。

助成や手当等による生活支援

担当課：福祉保険課

障がいのある人や子ども、その家族・保護者の生活を支援するため、障がいに対する各種助成事業や障がいのある子どもを養育している保護者に対する手当について周知し、給付を行います。

自立した生活や活動の支援

担当課：福祉保険課

障がいのある人が社会参加を行うために求められる外出支援や日中の活動の場の提供など、地域で自立した生活を送るために必要な事業を実施します。

共生型サービス^(注1)の展開

担当課：福祉保険課

介護保険の指定を受けた事業所が障がい福祉サービスを提供する、または障がい福祉の指定を受けた事業所が介護保険サービスを提供する「共生型サービス」について、双方のサービスへのニーズを踏まえた上で展開していきます。

(注1) 「共生型サービス」：介護保険サービス事業所が障がい福祉サービスを提供しやすくする、また障がい福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。この特例によって、障がいのある人が65歳以上になっても継続して事業所を利用できるようになったり、高齢者・障がいのある人が利用できる事業所の選択肢が増えたりすることなどが期待できます。

サービス事業所における災害・感染症対策の充実	担当課：福祉保険課・長寿介護課・地域防災課
<p>浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内、特別警戒区域内に所在している障がい福祉サービスを提供している事業所に対し、施設ごとの避難確保計画の作成と計画に基づく避難訓練の実施について指導を行います。</p> <p>また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、サービス提供事業所におけるマスクや消毒液等の備蓄等の予防対策や状況に応じた備えについて指導を行います。</p>	

③精神保健福祉体制の展開

過度の精神的ストレス状態や精神疾患の初期症状について、早期発見・早期対応を可能とする体制を整備することによって、住民のこころの健康の維持・早期回復を図ります。

また、関係機関と連携しながら、精神疾患により入院している患者が地域生活へスムーズに移行できる体制の整備に努めます。

【主要な取組】

精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築	担当課：福祉保険課
<p>「長泉町障がい者自立支援協議会」及び「駿東・田方圏域自立支援協議会 地域移行部会」の場を通じて、医療機関や相談支援事業所と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療、入院患者の地域移行ができる体制を構築します。</p>	
相談体制の充実	担当課：福祉保険課・健康増進課
<p>精神疾患に関する相談に応じる体制の充実に向け、相談支援事業等の関係機関との連携強化に努めるとともに、相談業務に従事する職員の資質向上を図ります。</p> <p>また、相談窓口について、利用につながるよう周知を図ります。</p>	
支援体制の充実	担当課：福祉保険課
<p>精神保健福祉体制の機能強化に向けて、相談支援事業所・医療機関・保健師等の専門職との役割分担について、個別事例に応じて柔軟な調整を行うとともに、必要に応じて関係者による会議等を通じた連携強化を図ります。</p>	

④コミュニケーション支援と情報提供

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」においては、情報取得等において可能な限り障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすること、障がいのある人が障がいのない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすることなどを目指すことが基本理念で謳われています。

本町においても、情報のユニバーサルデザイン化を進めるため、多様なコミュニケーション手段による情報提供に努めるとともに、手話等の普及とそれを支える人材育成を推進していきます。

【主要な取組】

情報アクセシビリティの推進	担当課：福祉保険課・情報戦略室
<p>障がいの有無に関わらずすべての人が必要としている情報を得ることのできるよう、点字や音声コード、電子データ(テキスト形式)等による情報提供の取組を推進します。また、町が作成する冊子・ホームページ等について、障がいのある人にとっても利用しやすいものとなるよう改善に努めます。</p> <p>町が発信する同報無線について、音声のみならず文字やメール・SNSなどを活用した発信について検討します。</p>	
手話の普及	担当課：福祉保険課・社会福祉協議会
<p>情報伝達手段である手話の普及と、手話によるコミュニケーションを支える手話奉仕員等の人材育成を図ります。</p> <p>また、手話が言語であるという認識に基づき、手話言語条例制定に向けた準備を進めるとともに、手話及びろう者に対する理解・啓発を推進します。</p>	
要約筆記者・手話通訳者の派遣	担当課：福祉保険課
<p>聴覚などに障がいのある人のコミュニケーション支援のため、要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳を必要とする際に、手話通訳者の派遣を行います。</p>	
声の広報発行	担当課：情報戦略室
<p>視覚に障がいのある人などが必要としている情報を得ることのできるよう、町広報を音声データ化して貸し出す「声の広報」の提供をボランティアや関係団体との連携により行います。</p>	
情報提供の工夫	担当課：福祉保険課
<p>相談窓口等で実施する様々な情報提供について、情報を必要としている人に適切に伝えることのできるよう、周知の手段等を工夫し、効果的な実践を図ります。</p>	

(2) 居住の場の整備

障がいのある人が地域において自分らしく社会活動を営むためには、生活の拠点となる場の確保が不可欠です。特に、地域での一人暮らしが難しい人、入所施設から地域生活への移行を希望する人の生活拠点となるグループホーム(共同生活援助)などの住まいの場の確保を計画的に進めることが必要です。地域での生活を望む障がいのある人の住まいの場の確保・整備を推進するとともに、障がいのある人の住まいの改修を通して住環境の改善を図り、地域での自立した生活の支援を図っていきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

現状	<p>○相談支援事業所と連携し、地域での生活を希望する障がいのある人に対し、一人暮らしのためのアパートやグループホームへの入居について情報提供を行っています。現在、町内には4か所のグループホームがあります。</p> <p>○住宅改修費の補助については、基準となる要項に基づいて、適切な審査・決定のもと実施しています。</p>
今後に向けての課題	<p>○在宅生活を望む障がいのある人が多いことから、在宅生活の支援を充実させていくとともに、今後の施設入所者の増加を見込んで、グループホーム等の居住の場を計画的に整備していくことが必要です。</p>

①住まいの確保・充実・支援

障がいのある人が、地域で自立し安心して生活を送るための住居に関する支援を充実させます。

【主要な取組】

グループホームの整備・充実	担当課：福祉保険課
<p>地域での生活を希望しているが、一人での生活が困難な障がいのある人に対し、グループホーム等の入居に伴う家賃補助制度について情報提供を行い、グループホームの利用促進を図ります。また、グループホーム等の整備に対する補助についても、事業者に対して周知を行います。</p>	
地域移行の支援	担当課：福祉保険課
<p>入院患者の地域移行後の生活の場となる、グループホームの見学や体験について提案を行います。</p>	
住宅改造費補助事業	担当課：福祉保険課
<p>障がいのある人が居住する住宅設備について、生活状況に適するように改修するための経費を補助します。</p>	

(3) 医療・保健の充実

障がいや難病のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、必要とする医療やリハビリテーション等を受けることのできる環境を構築することが必要です。また、障がいの予防・重症化予防を図るためには、障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療が可能な体制を整備することが不可欠です。

障がいの有無に関わらず、住民全体の健康増進につながる施策・事業を推進していくとともに、保健・医療・福祉等の専門的な知識を有する関係機関の連携を通して、包括的な支援体制を構築していきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

<p>現状</p>	<p>○障がいの有無に関わらず、各種健康診査等の対象者への通知・受診勧奨や健康相談・健康教育などに取り組み、住民全体の健康維持・増進を図っています。</p> <p>○障がいのある人が健康を保持し、必要な医療やリハビリテーション等を受けられるよう、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。また、対象者の拡大や非課税の人への助成など、町独自の医療費助成も行っています。</p>
<p>今後に向けての課題</p>	<p>○障がいのある人の健康状態について、役場内や保健・医療・福祉の関係機関等と情報を共有し、年齢や生活状況に応じて、連携を図りながら支援していくことが求められます。</p>

①健康増進

各種健康診査・健康相談・健康教育等の実施を通して、障がいの有無に関わらず、住民全体の健康維持・増進を図ります。

【主要な取組】

<p>健康診査・健康相談・健康教育</p>	<p>担当課：健康増進課</p>
<p>障がいの有無に関わらず、健康維持・増進を目的とする各種健康診査・健康相談・健康教育を実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療・重度化防止を図ります。</p>	
<p>障がい者の歯科保健の推進</p>	<p>担当課：健康増進課</p>
<p>重度障がい等によって歯科医院を自ら受診することが困難な障がいのある人に対して、健康状態や身体状況に合わせた口腔ケアについて周知するとともに、訪問による歯科健康診査を実施します。</p>	

妊婦・乳幼児の健康増進	担当課：健康増進課
障がいの有無に関わらず、妊婦及び乳幼児の心身の健康保持・増進を図るため、各種健康診査や健康相談、健康教育を実施します。	
ひきこもり対策の推進	担当課：福祉保険課・健康増進課
ひきこもり状態で悩む本人及び家族への支援を図るため、静岡県ひきこもり支援センターや東部保健所等と連携しながら、面談や訪問等を通じた包括的な対応を行います。 また、必要に応じて精神保健福祉士や心理士、保健師等の関係機関へつなぎ、専門職による支援につなげます。	
自殺対策の推進	担当課：福祉保険課・健康増進課
「第2次長泉町自殺対策計画」に沿って、自殺対策に係る施策を全庁的に推進し、障がいの有無に関わらず住民のこころの健康の保持・増進を図ります。	

②医療費助成

障がいのある人の健康の保持と経済的負担の軽減を図るため、必要な医療費の助成を図ります。

【主要な取組】

重度障害者（児）医療費助成事業	担当課：福祉保険課
重度障がい者に係る医療費の助成について、適切な審査・決定のもと実施します。	
精神障害者医療費助成事業	担当課：福祉保険課
通院している精神障がいのある人や、3か月以上入院している精神障がいのある人の医療費の助成について、適切な審査・決定のもと実施します。	
自立支援医療費（更生医療）給付事業	担当課：福祉保険課
身体障害者手帳を所持している18歳以上の人で、手術などによる障がいの除去・軽減において確実な効果が期待できる事例に対し、その医療費の一部を助成します。	
こども医療費助成事業	担当課：こども未来課
18歳までの子どもにかかった医療費や訪問看護費（保険診療分の自己負担分の全額）を助成します。	

基本目標3 障がいのある子どもの健やかな成長を支える【育成・療育】

(1) 障がいのある子どもへの支援体制の整備

障がいのある子どもたちの健やかな成長には、障がいの早期発見・早期療育による軽減と基本的な生活能力の向上、社会や人との関わり方を学べるようにすることが重要です。そのため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と一体となって、障がい児福祉サービスの提供体制を整備するとともに、適切な支援に向けた情報共有・連携強化を図っていきます。

また、障がいのある子ども本人に対する支援だけでなく、子育てにおいて様々な不安や悩みを抱える保護者等に対しても、適切な相談や支援を行う体制を構築していきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの有無に関わらず、妊産婦及び乳幼児の健康増進に向けて、母子健康手帳交付時の健康相談や妊産婦教室での相談支援等を行っています。 ○障がいのある子どもに対し、障がい児通所サービス等を適切に提供するとともに、指定相談支援事業所による障がい児相談支援を行っています。また、医療費の助成なども実施しています。
<p>今後に向けての課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査・健康相談の積極的な受診を促進し、保健指導や助言により、妊産婦及び乳幼児の健康増進を図ることが必要です。 ○多様な機関による支援・連携を通して、包括的な支援体制を整備している一方で、支援に関する情報共有を図ることが重要になります。支援者間のスムーズな連携を図るため、成長や発達、各ライフステージにおける支援内容等について記録する「子育てサポートファイル」の積極的な活用が求められています。

①幼児に関する支援体制の充実

障がいのある幼児について、障がいの早期発見・早期療育を図るため、子どもの健やかな成長・発達を支援するとともに、保健・医療・福祉・教育等の各関係機関の連携による取組を推進します。

【主要な取組】

妊産婦・乳幼児の健康増進	担当課：健康増進課
<p>障がいの有無に関わらず、妊産婦及び乳幼児の心身の健康保持・増進を図るため、各種健康診査や健康相談を実施し、疾病等の早期発見・早期治療を図ります。</p>	
家庭相談支援員の設置【再掲】	担当課：福祉保険課
<p>保護者の経済的理由や児童の障がいを原因とする養育力低下など、養育環境に課題を抱える家庭に対し、家庭相談支援員が相談や助言、訪問、関係機関へのつなぎ等による支援を行います。</p>	
要保護児童対策地域協議会【再掲】	担当課：こども未来課
<p>要保護児童の障がいの有無に関わらず、「児童福祉法」に基づいて関係機関と連携しながら、情報共有や支援策の検討を行い適切な保護を図ります。また、本町の子ども・子育て総合相談窓口において児童虐待の早期発見や情報提供・支援に努めます。</p>	
サポートファイルの周知・配布	担当課：健康増進課
<p>障がいの有無に関わらず、子どもの成長や発達、各ライフステージにおける支援内容等を記録する「子育てサポートファイル」を母子健康手帳交付時に配付することで、支援者間の円滑な連携・情報共有を図り、一貫した支援を受けられる体制づくりを行います。</p>	
専門施設等との連携強化	担当課：こども未来課
<p>障がいのある子どもの特性を理解し、必要な支援体制を構築できるよう、幼稚園・保育所・こども園や保護者、相談支援事業所や児童発達支援事業所等との情報共有・連携強化を図ります。</p>	

②障がい児福祉サービスの充実

障がいの治癒・軽減や基本的な生活能力の向上、社会参加の促進のため、障がい児福祉サービスに関係機関と連携しながら提供していきます。また、重症心身障がい児や医療的ケア児等を含む障がいのある子ども一人ひとりの障がい特性・生活状況に応じて乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行います。

【主要な取組】

障がい児福祉サービスの提供	担当課：福祉保険課
障がい児通所サービスについて、適切なサービス提供を行うとともに、適正な運用と給付管理を行います。また、一人ひとりの障がい特性に合った療育についての情報提供を行います。	
自立支援医療費（育成医療）給付事業	担当課：福祉保険課
肢体不自由や先天的に心臓疾患等がある幼児を対象に、身体の障がいを軽減・改善し、日常生活を容易にするための医療費の一部を、適切な審査・決定のもと給付します。	
重症心身障がい児・医療的ケア児への支援	担当課：福祉保険課
在宅の重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする児童の地域生活を支援するため、適切なサービス提供を行うとともに、福祉・教育・医療等の関係機関と連携し、関係機関同士の調整を行うコーディネーターを養成します。	

(2) 保育・療育の充実

障がいの多様化や複雑化、発達障がい、成長や発達に不安がみられる子どもの増加などにより、それぞれの障がい特性に応じた教育体制を整備していくことが求められています。また、こうした障がいや発達の遅れを早期に発見し、適切な療育につなげられる体制を整備することも必要です。障がいの早期発見・早期療育に向けた支援策を充実させるとともに、子どもが本来持っている能力や可能性を十分に引き出し、将来自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの発達段階に応じたきめ細かな就学支援・教育・指導を行っていきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・医療・福祉等の関係機関が連携しながら、入学・進学・就学に関する相談支援を行っています。また、保護者等との相談により、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、個々のニーズに応じた教育内容の充実を図っています。 ○私立幼稚園・民間保育所において、障がいのある子どもの受け入れのために配置している教諭の雇用経費の一部を負担するとともに、補助内容の拡充に努めています。 ○令和5年4月現在、町内には1か所の児童発達支援センター、5か所の児童発達支援事業所、10か所の放課後等デイサービス事業所が所在し、障がいのある子どもが療育を受けることのできる環境を構築しています。
今後に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どもの数は増加傾向にあり、保育士の負担が増していることから、それぞれの子どもにとって、集団教育や療育等のうち何が望ましいのかを的確に判断できる体制が求められています。また、幼稚園・保育所・こども園と療育サービスを提供している事業所に並行して通っている子どもの療育の必要性については、相談支援事業所の相談員によるアセスメントの上で、幼稚園・保育所への専門的な助言や適切な療育サービスの利用調整を行えるよう体制整備を図ることが必要です。

①早期発見対策・早期療育の充実

子どもの疾患・障がいの早期発見・早期療育を図るため、子どもの医療費を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、必要となる検査を実施します。

【主要な取組】

こども医療費助成事業【再掲】	担当課：こども未来課
18歳までの子どもにかかった医療費や訪問看護費（保険診療分の自己負担分の全額）を助成します。	
新生児聴覚スクリーニング検査の実施	担当課：健康増進課
聴覚障がいまたは聴覚障がいの疑いのある子どもの早期発見を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に係る費用の助成を行います。	

②保育、療育環境の整備

障がいのある子どもを町内の幼稚園・保育所・こども園で受け入れる体制を整備していくとともに、就学・就園前の児童が十分な療育を受けることのできる事業所等の充実に努めます。

【主要な取組】

幼稚園の受け入れ体制の整備	担当課：こども未来課
障がいのある子どもの、発達段階や生活状況に応じたきめ細かな支援を行うため、町立幼稚園の受け入れ体制の整備・充実を図るとともに、私立幼稚園を対象に補助金の支給による支援を行います。	
障がい児保育の推進	担当課：こども未来課
障がいのある子どもの、発達段階や生活状況に応じたきめ細かな支援を行うため、町立保育所等の受け入れ体制の整備・充実を図るとともに、民間保育所等へ補助金による支援を行います。 また、日々の活動において、特に支援を必要とする子どもについて就園審査委員会に諮り、必要に応じて加配保育士等を配置するなどの支援を行います。	
療育支援施設の整備	担当課：福祉保険課
就学・就園前の障がいのある子どもが十分な療育を受けることのできるよう、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の施設の拡充と機能強化に努めるとともに、関係機関同士の連携強化を図ります。	

③学齢期の教育・療育

障がいのある子ども・生徒及びその保護者への就学相談や学習・進路相談に対応する相談支援体制を、教育・医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら整備していきます。また、特別支援教育専門員や補助員等を幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校に配置することにより、学校生活に関する悩み・課題への専門的なサポートを行い、一人ひとりの障がい特性や教育的ニーズに応じた適切な教育を展開していきます。

【主要な取組】

入学・進学・転校等の就学相談	担当課：教育推進課
<p>巡回相談や就学相談等を行い、障がいのある子ども本人の生活状況を把握するとともに、保護者の意向を聞き総合的な判断のもとで適切な就学先の決定を図ります。</p> <p>また、教育・福祉・医療の関係者が集まって協議する就学支援委員会を実施し、進学・就学支援における連携強化に努めます。</p>	
就学に関する情報の提供	担当課：教育推進課
<p>就学前の障がいのある幼児の保護者に対して、各受け入れ機関の特色や機能について情報提供を行うとともに、就学相談を通して生涯の状況等に応じた適切な就学先の決定を図ります。</p> <p>また、進学先の見学等を通じて、早期における進学先の決定が可能となるよう支援します。</p>	
特別支援教育専門員の設置	担当課：教育推進課
<p>町内の幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校を巡回し、障がいのある子どもの就学等を支援する特別支援専門員を配置することにより、適切な就学先の決定や学校生活に関する悩み・不安への対応、問題行動の未然防止・早期発見・早期対応等に努めます。</p>	
インクルーシブ教育の推進	担当課：教育推進課
<p>障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けるインクルーシブ教育について、町内の小・中学校における実施について検討していきます。</p> <p>また、教職員や療育施設職員、相談支援従事者等を対象に、インクルーシブ教育に関する研修会等を実施し、療育や医療、教育についての理解促進を図ります。</p>	
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用 担当課：教育推進課	
<p>障がいのある子ども・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な教育支援を行うため、特別支援教育コーディネーターと連携しながら個別の教育支援計画・指導計画を作成し、活用を推進していきます。また、教育支援計画・指導計画については活用しやすいものとなるよう研究・運用を進めます。</p>	

発達障害のある子どもへの支援	担当課： 福祉保険課・教育推進課 健康増進課
教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携強化によるネットワークの構築を通して、学習障害(LD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の発達障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくりに努めます。	
特別支援学級	担当課：教育推進課
障がいのある子ども・生徒の状況に応じた特別支援学級や自閉症・情緒学級を町内の小・中学校に設置し、個々の障がい特性に応じた特別な教育課程を編成して教育を行います。また、特別支援学級支援員を配置し、児童・生徒の生活に必要な指導・安全確保を図ります。	

基本目標4 一人ひとりが地域社会で活躍する【雇用・社会参加】

(1) 雇用促進、就労支援の推進

障がいのある人の就労は、地域で自立した生活を営む上での基本であるとともに、地域で役割を持つことにより社会参加や生きがいづくりにもつながるものです。そのため、障がいの状況に応じた職業能力の開発や職場に適應するための訓練等により障がいのある人の勤労意欲向上を図るとともに、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな相談支援体制の構築や多様な就労の場の確保、職業定着支援など、地域で働いている障がいのある人を支える環境づくりを図っていきます。

また、障がいのある人の職業能力を高めていくだけでなく、町内の事業所等が障がい者雇用について働きかける取組も重要となります。事業所に対し、障がい者雇用への理解促進を図るとともに、障がいのある人にとって働きやすい環境を構築すること、障がいのある人を受け入れる体制を整備することについて啓発していきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○長泉町障がい者自立支援協議会の「事業所部会」において、就労を希望する人や就労している人についての事例検討を行っており、支援を行う現場レベルでの課題や情報の共有、地域課題の解決策の検討をしています。 ○長泉町障がい者自立支援協議会の委員としてハローワークの職員を加えることで障がい者雇用に関する情報提供や就労支援事業所等との連携を行うことのできる体制を整備しています。 ○福祉就労事業所等からの物品等の調達に関する基本方針を毎年定めて、優先的な発注に取り組んでいます。
今後に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の就労については、実際に体験や見学をしないとイメージしづらい点があり、障がいのある人本人と家族との間に意向の違いがみられるケースも少なくないため、継続的に就労についての情報提供を行うことが必要です。 ○一般企業に対する、障がい者雇用に関する制度や助成等についての周知、相談支援等について、関係機関等と連携しながら周知していくことが必要です。 ○役場内における福祉就労事業所等からの物品等の調達は定着していますが、役場以外からの発注数の増加や発注の固定化への対応が必要で

①雇用、就労支援の推進

関係機関との連携を強化し、雇用・就労を支援する体制の整備・充実を通して、障がいのある人が生きがいを持ち、安心して働くことのできる環境づくりを推進します。

障がいのある人に対して、勤労意欲や自立意欲を高めるとともに、就労に関する課題解決を通してより働きやすくなるよう支援していきます。

【主要な取組】

障がい者自立支援協議会による就労体制の整備	担当課：福祉保険課
長泉町障がい者自立支援協議会の「事業所部会」において、就労に関する困難事例等を支援者間で共有し、適切な支援方法や地域課題の解決策の検討を行います。	
障がい者雇用の促進	担当課：福祉保険課
障がいのある人の希望に沿った就労が可能となるよう、ハローワークや就労支援事業所等と連携した取組を推進します。 また、近隣の特別支援学校において、卒業後の福祉就労についての出前講座を実施し、就労の選択についての情報提供を行います。	
就労定着支援	担当課：福祉保険課
就労に伴う生活面の課題解決を図るため、企業や自宅への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う「就労定着支援」を積極的に活用します。	
就労事業所への優先発注	担当課：全課
福祉就労事業所等への発注について、毎年度計画を立て、優先的かつ積極的な発注を行います。	
農福連携の推進	担当課：福祉保険課・産業振興課
障がいのある人の社会参加と生きがいづくりを図るため、農業分野における障がいのある人の従事・活躍を推進する農福連携の取組を進めます。	

②就労の理解と啓発促進

ハローワーク等と連携しながら、町内の企業や事業所に対して、障がい者雇用に対する理解が深まるよう啓発を行うとともに、企業や事業所による積極的な障がい者雇用につながるよう必要となる情報を周知していきます。

【主要な取組】

事業主への啓発	担当課：福祉保険課
町内の事業主に対し、障がい者雇用や障がいに対する理解、合理的配慮の提供についての理解を広めるため、就労支援事業所やハローワークなどと連携しながら、障がい者就労に関する制度や相談窓口についての周知を図ります。	

(2) 社会参加の推進

障がいのある人が充実した生活を送る上で、積極的な社会参加を行うことのできる機会を充実させることは大きな助けになります。障がいのある人が、生活の質を向上させるとともに、その人の持つ個性を発揮しながら、自分らしい暮らしを営むことができるよう、活動機会を充実させていきます。

【第5次障がい者計画の評価からみえる現状と課題】

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の移動を支援することで、旅行や行事への参加、スポーツ大会や余暇支援事業への参加を促進しています。 ○広報ながいずみや長泉町社会福祉協議会の「社協だより」、町ホームページ、SNSなどを通じて、イベントや行事、活動団体に関する情報を発信しています。
今後に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○文化行事やスポーツ大会について、障がいのある人の新規参加に向けた啓発や、障がい特性に応じた実施内容の検討、障がい者スポーツについての周知等が求められています。 ○イベントや行事、活動団体に関する情報の発信については、発信頻度を増やすことがより多くの参加を促進する上で必要です。

①スポーツ、生涯学習

スポーツ活動や生涯学習活動など、障がいのある人の社会参加に対するニーズに合った活動内容を充実させ、障がいのある人が地域でいきいきと活動できる環境を整備していきます。

【主要な取組】

障がいのある人のスポーツの推進	担当課： 福祉保険課・健康増進課・ 社会福祉協議会
福祉保険課・健康増進課・長泉町社会福祉協議会等が連携しながら、障がいのある人がスポーツを楽しめる環境の整備を図ります。	
余暇支援活動の推進	担当課： 福祉保険課
一般就労している障がいのある人の休日の過ごし方を有意義なものとするため、月に1回程度、余暇支援事業としてイベント等を企画し、実施します。 また、企画内容について、障がい特性にあったものとなるよう検討していきます。	
行事等の情報の提供	担当課： 福祉保険課
自治会の行事やイベント、各種団体が開催する文化行事やスポーツ大会等について、広報紙やSNSなどの多様な媒体を用いて情報を提供し、参加の促進を図ります。	

第5章

計画の進行管理・推進体制

1. 推進体制

(1) 地域の関係団体との連携

基本理念の実現に向けて、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者や相談支援事業所をはじめ、本町において地域福祉活動の中核を担う長泉町社会福祉協議会、町民にとっての身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域福祉活動において主体的な役割を担う自治会(町内会)、ボランティア団体などの関係団体との協力・連携のもとで施策を推進していきます。

(2) サービス事業所との連携

障がいのある人の暮らしを支える上で大きな役割を果たす、サービス事業所と連携・協力を図ります。

また、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応するため、「共生型サービス」の展開等も必要となることから、高齢者を対象とする介護サービス事業所との連携も図っていきます。

(3) 関係機関、近隣自治体との連携

保健・医療・福祉・教育・労働・防災などの関係機関が相互に連携しながら、障がいのある人とその家族の生活を支援していきます。

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣自治体との連携を図りながら推進していきます。

(4) 病気や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解の促進

町(行政)の責務として、すべての町民が精神障がいや発達障がいなどを含め、病気や障がい及び障がいのある人の特性について理解を深めることができるよう取組を推進していきます。

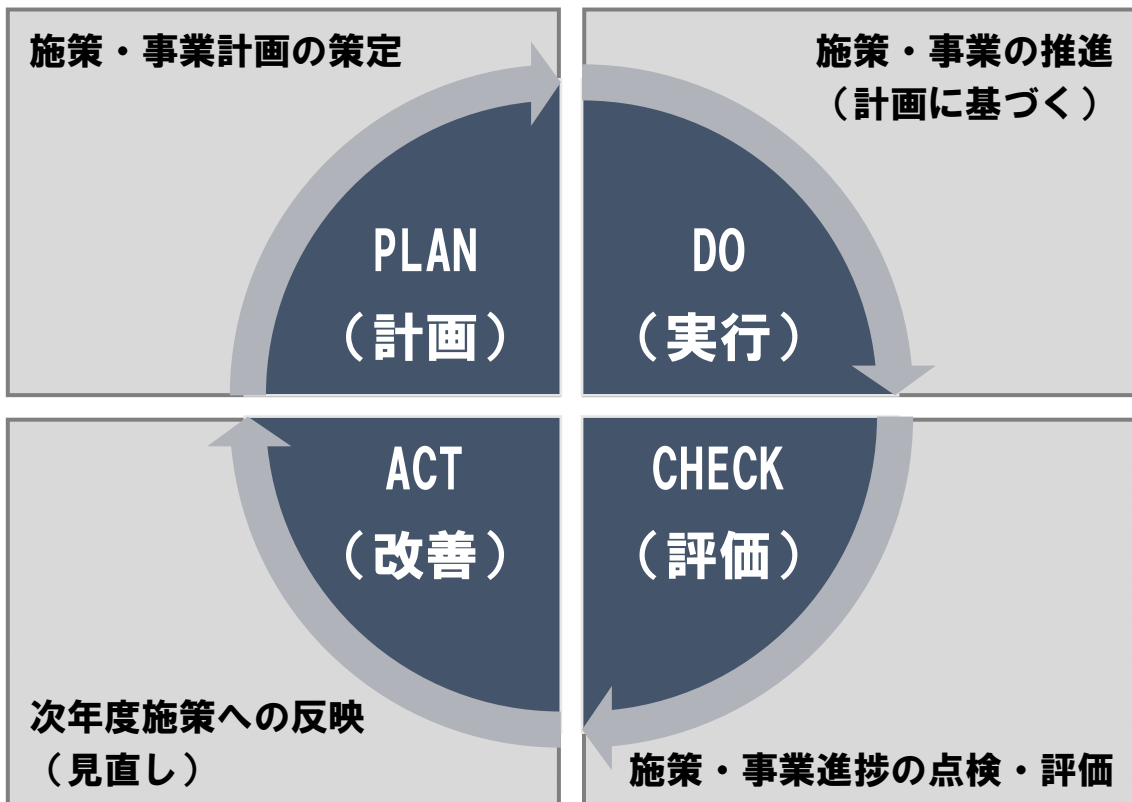
また、関係団体、サービス事業者、関係機関等においても、それぞれの活動を通じて、町民の病気や障がい、障がいのある人に対して正しく理解することができるよう、一層の普及・啓発活動に取り組めます。

(5) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、町(行政)の責務として、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し(Act)」のPDCAサイクルに基づいて行います。

本計画を所管する福祉保険課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況や実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえた点検・評価を各取組の担当課が実施し、その内容を福祉保険課が集約・把握します。点検・評価の結果について「長泉町福祉施策推進・評価委員会」において報告し、施策・事業の改善や見直しを図っていきます。



資料編

1. 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例

(平成 25 年長泉町条例第 15 号)

(設置)

第1条 長泉町の福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、長泉町福祉施策推進・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 福祉施策の推進のための計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉施策の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 医療機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成 26 年 7月 31 日までとする。

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

2. 長泉町福祉施策推進・評価委員会名簿

(順不同・敬称略)

番号	委員氏名	選出母体	推薦団体	備考
1	岩本麻也	医療機関	駿東歯科医師会 長泉町支部	委員
2	淵上佐智子	医療機関	一般社団法人 沼津医師会	委員
3	秋山勉	福祉団体	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会	委員
4	原賀奨	福祉団体	長泉町民生委員・児童委員協議会	委員
5	杉山高司	福祉団体	長泉町身体障害者福祉会	委員
6	岩田ともえ	社会福祉施設	社会福祉法人 静香会	委員
7	杉山弘年	社会福祉施設	社会福祉法人 蒼樹会	委員長
8	寺内茂	福祉団体	長泉町ボランティア連絡会	委員
9	平瀬清人	福祉団体	シニアクラブ長泉	委員
10	長崎亮	学識経験者	学校法人 三島学園 知徳高等学校	委員
11	古谷礼子	学識経験者	一般社団法人 社会福祉士会	副委員長

<事務局>

	氏名	所属
1	露木伸彦	住民福祉部門 部長
2	小長井圭美	福祉保険課 課長
3	遠藤佑介	福祉保険課 福祉チーム
4	加藤泰規	福祉保険課 福祉チーム

3. 計画策定の経過

年月日	項目名	内容等
令和4年10月13日	福祉施策推進・評価委員会①	・「長泉町障がい者計画見直しに関するアンケート調査」の内容について
令和4年11月8日～ 11月28日	「長泉町障がい者計画見直しに関するアンケート調査」の実施	
令和5年2月9日	福祉施策推進・評価委員会②	・「長泉町障がい者計画見直しに関するアンケート調査」の結果報告
令和5年7月13日	福祉施策推進・評価委員会③	・年間スケジュールの説明 ・計画概要の説明
令和5年8月24日	福祉施策推進・評価委員会④	・前期計画評価の結果報告 ・計画の骨子・構成の検討
令和5年10月26日	福祉施策推進・評価委員会⑤	・計画素案の検討①
令和5年12月14日	福祉施策推進・評価委員会⑥	・計画素案の検討②
令和6年1月5日～ 令和6年2月3日	パブリックコメント	
令和6年2月16日	福祉施策推進・評価委員会⑦	・パブリックコメントの結果報告 ・計画書の最終承認

**長泉町
第6次障がい者計画
(令和6～10年度)**

令和6年3月発行

編集・発行／長泉町 福祉保険課

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL 055-989-5512

FAX 055-989-5515

<http://japan.nagaizumi.org>

E-mail:fukushi@town.nagaizumi.lg.jp